

官報

号外
国会会議録

令和七年四月四日

○第二百十七回国衆議院會議録 第十六号

令和七年四月四日(金曜日)

議事日程 第十四号

令和七年四月四日

午後一時開議

第一 児童福祉法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

一 防衛省設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○本日の會議に付した案件

日程第一 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより會議を開きます。

日程第一 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長長谷公一君。

一君。

児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(谷公一君登壇)

○谷公一君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、保育人材を確保するため、国家戦略特区における地域限定保育士制度の一般制度化等を行うほか、虐待対応を強化するため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月三十一日本委員会に付託され、翌四月一日に三原国務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、三日に質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(額賀福志郎君) この際、内閣提出、防衛省設置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。防衛大臣中谷元君。

(国務大臣中谷元君登壇)
○国務大臣(中谷元君) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び水上艦隊の新編その他自衛隊の組織の改編を行うとともに、自衛官の再任用に係る要件の見直し、航空管制官手当の新設その他自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定に係る規定の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規定の整備等の措置を講ずるものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、自衛隊の任務をより効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正し、自衛官の定数の変更や、陸上自衛隊の補給統制本部の補給本部への改編、海上自衛隊の水上艦隊等の新編、そして航空自衛隊の航空総隊の改編を行うことといたしております。第二に、人的基盤の抜本的強化に向けた自衛官等の処遇改善のため、自衛隊法及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正し、自衛官の再任用に係る要件の見直し、航空管制官手当の新設、各種手当の引上げ、指定場所生活調整金や事業を営む予備自衛官に対する給付金の新設等を行うことといたしております。

最後に、同志国等との協力強化に関する事項として、日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の署名を機に、自衛隊法、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正し、関連する規定を整備するほか、装備移転や研究開発のため、自衛隊法の一部を改正し、航空法や船舶安全法等を適用除外し、防衛大臣が、装備移転の対象として製造される航空機や船舶の安全基準等を定めること等の規定を整備することといたしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(額賀福志郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。篠原豪君。

(篠原豪君登壇)

○篠原豪君 立憲民主党の篠原豪です。

会派を代表し、防衛省設置法等の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。(拍手)

まず、本法案を束ね法案として審議すること、国会軽視であるとか抗議をいたします。

本法案の内容は、人的基盤の抜本的強化策、自

衛隊の組織改編、同志国等との関係強化の三分野にわたり、それぞれ、八項目、四項目、二項目と、多数の内容が含まれております。

防衛省や自衛隊の活動は重要であり、それを国会が慎重に審議するためにも、束ねはできる限り回避するべきであります。特に、今回の物品役務相互提供協定、通称ACSAですけれども、別の法案で出すべきだったのではないかと思います。なぜならば、束ね法は国会軽視と批判されている上に、内閣法制局の審査基準では、政策の統一性、条項の関連性、こういったことが求められています。

そこで、まずお伺いいたします。本法案も含めて、なぜ束ね法案として国会に提出をできるのか、その理由及び国会軽視との批判に対する政府の御見解をお答えください。

加えて、法案を束ねて国会の審議を形骸化するようなことを避けるように主張しているにもかかわらず、政府は今後も束ね法案の問題を解決する努力を行わぬまま国会に提出するつもりでしょうか。それとも、この矛盾を解消するように各省庁に働きかけるおつもりがあるのかどうか、官房長官にも御答弁を求めたいと思います。

さて、自衛隊の人的基盤の強化については、自衛隊の役割は、国の防衛や災害派遣に加え、諸外国との共同訓練や国際支援活動など多岐にわたり、求められる任務も増える一方です。その一方で、自衛官は慢性的な人員不足に陥っています。

こうした状況を踏まえ、石破総理は、自らが議長となり、自衛官の処遇、勤務環境の改善等に関する関係閣僚会議を設置をし、十二月に基本方針が策定されました。本法案で改正される手当の新設、拡充などの処遇改善や、隊舎の個室化等の勤務環境の改善などは、この基本方針に盛り込まれている施策です。

そこで、この基本方針で示された施策が、自衛官の採用増や中途退職の抑制に、どの程度の期間で、どの程度の効果が見込めると考えているのかをお伺いいたします。

また、政府は、当面、この処遇改善策を、防衛力整備計画に基づく五年間の総額四十三兆円、この中で工面する方針です。しかし、昨今の円安や原材料価格が高騰する中で、果たして支障なく達成できるのか、甚だ疑問です。

そこで、自衛官の採用率や充足率などの改善が見込まれなくなった場合にはどのように対処するのか、また、追加の費用はどのように捻出するお考えなのかをお伺いをいたします。

次に、予備自衛官等についてもお伺いいたします。

予備自衛官制度は、有事の際に迅速に防衛力を増強するという、国家防衛力を支える重要な制度です。しかし、予備自衛官等の現在の充足率は、予備自衛官が約七〇%で、即応予備自衛官が約五〇%と低迷をしています。この状況に対応すべく、本法案には、予備自衛官及び即応予備自衛官に対する手当の額の引上げが盛り込まれていま

す。

予備自衛官の手当の引上げは三十八年ぶり、即応予備自衛官の手当の引上げは平成九年の制度開始後初のことですが、なぜこんなにも長い期間、手当の額を引き上げなかったのでしょうか。理由をお尋ねいたします。

また、これまでに充足率向上のためにどのような施策を行ってきたか、その評価と、それを踏まえた上での今後の改善の見込みもお聞かせください。

次に、自衛官の定数の変更についてお伺いいたします。

自衛官の定数の総計については、直近十年以上にわたり二十四万七千人強の水準で横ばい状態であることに加え、防衛力整備計画において、二〇二七年度末まで現行水準を維持することが定められています。

その中で、いわゆる基盤的防衛力構想が長らく自民党政権の下で続いてきましたが、民主党政権時の二〇一〇年に、冷戦時代のソ連による北海道侵略を陸上で食い止めるための体制を、南西諸島の防衛強化が重要という観点から、動的防衛力に変え、その後、名称は統合機動防衛力に変わりましたが、考え方ほぼ引き継がれております。

本法案は、海上自衛隊、航空自衛隊等の増員所要に対応するため、三百六十四人の陸上自衛官の常備自衛官の定数を振り替えることとなります。しかし、陸上自衛隊では、二〇二三年度末に

において約一万六千人の欠員がございませぬ。他方で、陸自部隊には、米海兵隊と連携して島嶼部への侵攻に対処する役割を果たすことも求められています。

については、陸上自衛隊の定員のあるべきレベルについて、どのような構想をお持ちなのか、お考えをお聞かせください。

他方、無人機やサイバー攻撃などを駆使した現代戦においては、今以上に限られた人材を適切に配置する必要がある中で、現行の定員や陸海空の人員バランスの抜本的な見直しを行う必要があるのではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

次に、統合作戦司令部の発足について伺います。

在日米軍の指揮権はハワイの米インド太平洋軍司令部が握っているため、日本側は、在日米軍の作戦指揮権を持つ司令部を日本国内に置き、自衛隊との連携を強化するように要望してきました。

このため、日本側は、この三月、陸海空の三自衛隊の各部隊を一元的に指揮する防衛省の常設組織、統合作戦司令部を発足させましたが、トランプ政権が在日米軍再編を停止する可能性が報じられたため、日本側に懸念が生じていました。

もちろん、三月三十日に行われた中谷防衛大臣との会談で、ヘグセス米国国防長官は在日米軍の統合軍司令部への移行の第一段階が開始されたと発表しましたので、懸念は払拭された感が多少はありますけれども、統合軍司令部の発足の時期は

実は示されていません。

そこで、政府は、在日米軍の再編停止の懸念が完全に払拭されたと判断しているのか、そうであるならば、その根拠は何かをお聞かせください。

在日米軍の統合軍司令部の司令官は、自衛隊の統合作戦司令部と同格の大將ではなく、中將になるのではないかとされています。また、神奈川県に司令部を置く米海軍第七艦隊、そして在沖繩海兵隊を管轄する第三海兵遠征軍といった主要部隊を指揮するかどうかの権限を持つかどうかも定まっています。これでは、作戦運用の最終決定者は結局インド太平洋司令官になり、調整の手間が増えることが懸念をされています。

そこで、今後、どのような方策を、この点をしっかりと払拭していくために取られるのか、お聞かせください。

そして、大きな課題が、指揮統制の連携強化で自衛隊と米軍が一体的に運用された場合、有事に日本側の指揮権の独立性が果たして担保されるのかという懸念があることです。

米軍は自衛隊に比べ圧倒的に多くの情報と装備を持つため、自衛隊が事実上、米軍の指揮統制下に置かれるという懸念は拭い切れません。

そこで、たとえトランプ政権から日米の指揮権を統一すべきとの要求があっても、従来どおり、一貫してこれを拒否をし、有事でも自衛隊と米軍がそれぞれ独立した指揮系統で行動することを堅持するということを御確約いただけるかどうか、防衛大臣に伺います。

次に、同志国等との協力強化についてです。

物品役務相互提供協定、ACSAについて伺います。

これまで、新たな国とのACSAが締結された場合、ACSAの国内実施法に締結国の国名を追加するなどの改正を行ってきました。しかし、本改正案でACSAの国内実施法を共通規定化する、今後は、法改正という形で国会でチェックができなくなります。安全保障委員会で審査することも困難になりかねません。

そこで、締結国とはどこの国か、法文上入れなくていいという理由をまず御説明ください。

また、政府は、共通規定化の目的として、国民への分かりやすさを挙げています。しかし、国会の審議を省略することで、国民にとって分かりやすい法制と言えるのでしょうか。このことについても御見解を伺います。

二〇一七年の日豪及び日英ACSAの国内実施法の審査の際、これは四月二十一日の衆議院の安全保障委員会でのことですが、当時の稲田防衛大臣は、締結国ごとに別個の条文を規定する理由として、①豪軍及び英軍に対する物品、役務提供の根拠規定、自衛隊法第百条の八及び第百条の十は、豪側及び英側それぞれとの議論を踏まえ、それぞれの相手国軍隊と自衛隊が物品、役務を提供し得る活動類型のメニューを規定したものであって、結果的に内容が同じになったにすぎず、そのような立法経緯を踏まえれば、それぞれ別個の独立した条文とするのは自然である。

②仮に、今後、日豪又は日英間の議論により当該メニューに変更が生じた場合、第百条の八と第百条の十とで内容に違いが生ずる可能性もあると御答弁されています。

稲田防衛大臣が述べたこの理由は、本改正案における共通規定化とは逆の考えを述べていると考えられます。政府は、共通規定化するに当たり、これらの課題をどのように克服をし、結論を出したのか、御説明をお願いいたします。

今後、新たに物品役務相互提供協定を締結する国が増えた場合の政府の国会の対応について伺います。

今回の法案が仮に成立した場合にも、今後、外務委員会だけでなく、安全保障委員会でも、従来どおり、新締結国との間で締結されたACSA協定の国内実施に関し審議できることが極めて重要だと考えますが、この点に関する政府の基本的な考え方を伺います。

最後に、世界の安全保障が激動する中、日本も前例のない事態に直面しています。我々政治家は、柔軟かつ慎重に対応し、日本の未来と国際秩序を守るために、今こそ、責任ある議論を深め、確かな道を切り開いてまいりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
(国務大臣中谷元君登壇)

○国務大臣(中谷元君) 篠原豪議員にお答えいたします。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案を、一つの法律案として国会に提出する理由についてお尋ねがありました。

政府は、従来から、二つ以上の法律の改正を提案をしようとする場合は、一般に、法律に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨、目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、一つの改正案として提案することができると考えております。

本法律案につきましては、防衛省設置法、自衛隊法、防衛省の職員の給与等に関する法律及び国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の四つを一括して改正しようとするものであります。現下の安全保障環境を踏まえ、防衛省・自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、人的基盤の抜本的な強化、自衛隊の組織改編、同志国等との協力強化に関する法整備であるとの政策が統一的なものでありまして、この結果として法律の趣旨、目的が一つであると認められ、また、内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるものと考えております。

これらを踏まえて、御指摘の物品役務相互提供協定に関する改正事項を含め、一本の法律案で一体的に示し、一体として審議をしていただくことが適当であると考えられることから、このような形で御審議をお願いするものであります。

そのため、国会軽視との御批判は当たらないと考えております。

次に、基本方針で示された施策の自衛官の採用増や中途退職の抑制への効果についてお尋ねが

りました。

我が国の安全保障環境が厳しさを増す中、防衛力の担い手である自衛官の人材確保は至上命題であります。昨年、関係閣僚会議において取りまとめた基本方針に基づきまして、三十を超える手当等の新設、金額の引上げ、叙勲の対象範囲の拡大など、自衛官の処遇、生活、勤務環境の改善、新たな生涯設計の確立に向けて取り組んでいるところであります。

こうした取組により、自衛官の生活環境が改善をされ、また、給与面における処遇が充実することなどから、中途退職の抑制や、特に若年層に対して、職業としての自衛官の魅力が向上し、採用市場における競争力が増して、採用に好影響があると期待をいたしております。

また、こうした効果が早期に表れるように、基本方針で取りまとめた各施策を強力に推進するとともに、基本方針の内容も含め、職業としての自衛官の魅力について、SNSや動画も用いて分かりやすく発信するなど、広報や募集の強化にも積極的に取り組んでまいります。

いずれにしましても、自衛官の採用、中途退職抑制、充足率向上にいかにか寄与しているかという観点から、関係閣僚会議において、令和七年中にも効果の検証を行い、毎年フォローアップを行うことといたしております。このような検証も踏まえつつ、基本方針で取りまとめた各施策の実効性を確保するとともに、人材の確保に資する新たな方策について不断に検討をしております。

次に、自衛官の採用率等の改善やその費用についてのお尋ねがありました。

先ほど答弁したとおり、我が国の安全保障環境が厳しさを増す中、防衛力の担い手である自衛官の人材確保は至上命題であります。

このため、昨年、関係閣僚会議において取りまとめた基本方針に基づき、三十を超える手当の新設、金額の引上げや叙勲の対象範囲の拡大などによりまして、自衛官の処遇を改善することといたしております。また、営内居室の個室化や、駐屯地、基地等における無線LAN環境の充実等による生活、勤務環境の改善なども行うことといたしております。さらに、知識、技能、経験を生かした再就職先の拡充や公的資格取得の簡素化など、新たな生涯設計の確立に向けた施策に取り組んでいるところであります。

その上で、自衛官の採用、中途退職抑制、充足率向上にいかにか寄与しているかという観点から、関係閣僚会議において、令和七年中に効果の検証を行い、毎年フォローアップを行うことといたしております。このような検証も踏まえつつ、基本方針で取りまとめた各施策の実効性を確保するとともに、人材確保に資する新たな方策についても不断に検討をしております。

防衛省としましては、こうした取組を進める上で、円安を伴う為替レートの変動、国内外の一般的な物価上昇が生じている状況にあっても、防衛力整備の一層の効率化、合理化を徹底をし、防衛力整備計画に定められた四十三兆円程度の範囲内

において、自衛官の処遇改善を含め、人的基盤の強化についてもしっかりと対応をしております。

次に、予備自衛官等の手当の引上げについてお尋ねがありました。

これまで、手当面の処遇改善につきましては、予備自衛官等より常備自衛官を優先をし、予備自衛官等の手当が据え置かれておりました。

昨年十二月に、石破総理を議長とする関係閣僚会議で取りまとめた基本方針におきまして、有事や災害に際して自衛官となつて防衛力を急速に増強する役割を担い、継続能力の上でも重要な存在である予備自衛官について、処遇改善を図ることとされました。これを踏まえて、予備自衛官手当及び即応予備自衛官手当を大幅に増額することとしました。これにより、一任期勤めた場合に支給される手当額については、予備自衛官は現行の約二十七万円から約六十八万円の約二・五倍、即応予備自衛官は三曹であれば現行の百七十一万円から約二百七十四万円の約一・五倍となります。

防衛省としましては、まさに継続能力の上で重要な予備自衛官の安定的な確保に向けて、引き続き処遇改善に向けて努力をしております。

次に、予備自衛官等の現状の評価とその改善の見込みについてお尋ねがありました。

予備自衛官等の大半は、平素はほかに本業を持ちながら予備自衛官等の職務に従事していることから、本業との両立が困難を理由として退職する者が多いと認識をいたしております。

<p>このため、防衛省においては、予備自衛官等を雇用する企業等の御理解と御協力を得るための施策として、予備自衛官等の職務に対する理解と協力の確保に資するために給付金を支給をしております。これに加えて、本法律案において、自ら事業を営む予備自衛官等に対して、その事業の継続に資するために、その給付金を新設をするということといたしました。</p> <p>また、予備自衛官等が安心して訓練に参加しやすい環境を整えるためには、国民の皆様が予備自衛官等に対する理解の促進を図ることも重要であります。そのため、SNSやパンフレット等を活用した広報活動に加えて、動画広報などの取組を積極的に進めてまいります。</p> <p>予備自衛官等の確保は継戦能力の観点からも重要であると考えておりまして、防衛省としては、予備自衛官等の職務と本業の両立がしやすくなるための施策を始め、予備自衛官等の安定的な確保に向けた施策を着実に進めてまいります。</p> <p>次に、陸上自衛隊の定数についてのお尋ねがありました。</p> <p>戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、陸上自衛隊においても、防衛力整備計画に基づき、スタンドオフ防衛能力の強化による遠方での侵攻部隊の阻止、多様な経空脅威から重要拠点等の防衛、そして島嶼部等への迅速な機動展開及び地上で粘り強い活動などといった役割を果たすことができるように、体制の整備をしているところであります。</p>	<p>陸上自衛隊の定数については、このような陸上自衛隊の役割等を踏まえ、任務遂行に必要な自衛官の人員数を積み上げたものであります。</p> <p>次に、現代戦を踏まえた定数や陸海空の人員バランスの見直しについてお尋ねがありました。</p> <p>現在、宇宙、サイバー、電磁波の新たな領域や、無人アセットなどを用いた新たな戦い方が顕在化しておりまして、これに対応するための新たな人員所要が発生しております。</p> <p>このため、防衛力整備計画では、このような新たな人員所要に対して、陸海空自衛隊間で定数のつけ替えや既存部隊の見直し、民間委託等の部外力の活用によりまして対応することとしておりまして、引き続き、現在の自衛官定数を維持したまま、防衛力の抜本的強化に対応してまいる考えであります。</p> <p>在日米軍の統合軍司令部への移行及びその停止への懸念についてのお尋ねがありました。</p> <p>三月三十日の日米防衛相会談におきまして、ヘグセス長官から、自衛隊の統合作戦司令部の創設とタイミングを合わせる形で、在日米軍が統合軍司令部へのアップグレードを開始したことを発表しましたとおりでありまして、在日米軍の再構成の方針に変更があったということは認識をいたしております。</p> <p>また、会談では、日米同盟を取り巻く厳しい安全保障環境に対処するために、同盟の抑止力及び対処力の一層の強化に向けて、日米双方が指揮統制枠組みの向上に関する取組を進めていくことを</p>	<p>確認しており、御指摘のような懸念は有しておりません。</p> <p>米国の指揮統制関係についてお尋ねがありました。</p> <p>現在、在日米軍の司令官は中将であるところが、アップグレードが完了した後の統合軍司令部の司令官の階級についても、今後、米国内で検討を経た上で段階的に進められるものであり、まだ決まっていないと承知をいたしております。</p> <p>アップグレードが完了した後の司令官の階級や任務、権限の詳細も含めまして、引き続き、日米の作業部会を通じて議論をしてまいります。</p> <p>次に、有事における自衛隊と米軍の指揮系統独立についてのお尋ねがありました。</p> <p>日米間で様々な能力発揮のため緊密な連携を図ることは当然であります。自衛隊の全ての活動は、主権国家たる我が国の主権的判断の下、日本国憲法、国内法令等に従って行われること、また、自衛隊及び米軍がそれぞれ独立した指揮系統に従って行動することに何ら変更はございません。</p> <p>また、自衛隊の指揮については、法令で定められているとおり、日本国内閣総理大臣が最高指揮官として自衛隊を指揮監督することにも変わりはありません。</p> <p>このように、自衛隊及び米軍がそれぞれ独立した指揮系統に従って行動することを前提に、引き続き、日米それぞれの指揮統制の枠組みの向上について議論を進めてまいります。</p>	<p>次に、本法律案において、法文上、ACSAの締約国は規定しない理由についてのお尋ねがありました。</p> <p>我が国は、現在まで七か国との間でACSAを締結しておりますが、これまで、ACSAを締結することに、ACSAに対応する自衛隊法及びPKO法の規定を整備してきました。</p> <p>他方、これまでに締結されたACSAでは、適用対象となる活動の範囲や提供される物品、役務の類型が基本的に同様となっております。こうしたACSAの締結の実績の積み重ねを踏まえ、ACSAに関する国内担保措置の内容は定型化していると判断しております。</p> <p>また、本法律案について今国会で御承認をいただけた場合は、今後のACSAの交渉は、基本的に、共通規定化された国内実施法の範囲内の内容となることを念頭に行われることとなりまして、潜在的なACSAの締約国にとって、我が国と締結するACSAに関する予見可能性を高めることにもつながり得ると考えております。</p> <p>こうした点を踏まえまして、この法律案におきまして、締約国名を列挙しない形で、ACSAの国内実施法を共通規定化することとしたところであります。</p> <p>次に、国民にとつて分かりやすい法制についてのお尋ねがありました。</p> <p>ACSAの国内担保措置に関して、自衛隊法については、これまで相手国ごとに条文を整備していたために、自衛隊が行う物品、役務の提供の内容が一見して分かりにくい状況にありました。</p>
--	--	---	--

令和七年四月四日 衆議院会議録第十六号 防衛省設置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する篠原豪君の質疑

今回の法改正によって、A C S A の国内担保措置に関する条文を統合して共通化することになれば、相手国ごとに個別の条文を参照することなく、A C S A に関する国内担保措置が総覧できるようにになります。

こうした点で、共通規定化によりまして、国民にとつて分かりやすい法制になるものと考えております。

次に、共通化規定に当たり、日豪、日英A C S A の国内実施法制定時の課題を踏まえて、どのように検討されたのかということについてのお尋ねがありました。

我が国は、日豪、日英A C S A の締結後、フランス、カナダ、インド、ドイツと、更に四か国との間でA C S A を締結してまいりましたが、それらのA C S A では、適用対象となる活動の範囲や提供される物品、役務の類型が基本的に同様となっておりまして、こうしたA C S A の締結の実績の積み重ねを踏まえまして、A C S A に関する国内担保措置の内容は定型化しているというふうに判断をいたしております。

また、国内実施法の共通規定化は、将来的なA C S A 交渉を円滑に進めるといふ観点からも重要であると考えております。我が国が戦後最も厳しい安全保障環境に直面をし、外国軍隊との連携強化の必要性が高まっている中で、今後、複数の国々とA C S A を締結することも予期されます。共通規定化によりまして、潜在的なA C S A 締結国にとつて、我が国と締結するA C S A に関する

予見可能性を高めることにもつながり、将来的なA C S A の交渉の円滑化に資するものと考えております。

こうした点を踏まえて、本法案において、A C S A の国内実施法を共通規定化すると結論に至ったところでございます。

最後に、新たにA C S A が締結された場合の政府の国会への対応についてお尋ねがありました。

本法案においてA C S A の国内実施法を共通規定化する理由は、これまでのA C S A 締結の実績の積み重ねを踏まえまして、A C S A に関する国内担保措置の内容は定型化していると判断をされるためであります。

したがって、本法律案について今国会で御承認をいただいた場合には、新たに締結されるA C S A の国内担保措置は、共通規定化された国内実施法の範囲の内容になるということが見込まれます。

一方で、仮に共通規定化された国内実施法の範囲内にとどまらないものが出てきたり、法整備が必要となり国会で御審議をいただく、そういう場合は、国会で御審議をいただくこととなります。防衛省としましては、国の防衛政策を通じて、国会議員の皆様に対する丁寧な御説明を通じて、国民の皆様への御理解を得ることは極めて重要であると考えており、こうした観点から、新しくA C S A が締結される場合には、説明に努めてまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣林芳正君登壇〕

○国務大臣(林芳正君) 篠原豪議員から、法律の改正方式についてお尋ねがありました。

本法案も含め、政府においては、従来から、法案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨、目的が一つであると認められるかどうか、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるかどうかを十分に検討した上で、一つの改正法案として提案することが適当であるという結論に達した場合、そのような形で提案してきており、国会軽視との御批判は当たらないと考えております。

また、今後につきましても、一つ一つの法案について、こうした考え方に基づいて十分に検討し、対応してまいりたいと考えております。

(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 平岩征樹君。

〔平岩征樹君登壇〕

○平岩征樹君 国民民主党・無所属クラブの平岩征樹です。

ただいま議題となりました防衛省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して質問いたします。(拍手)

まず冒頭、先月から続く全国各地の山林火災について一言申し上げます。

岩手県、岡山県、愛媛県など、各地で大規模な火災が発生し、多くの方々が被害を受けておられ

ます。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、消火活動に従事されている消防隊員、自衛隊員、そして関係機関の皆様へ深く敬意を表します。特に、困難な環境下で昼夜を問わず活動されている自衛隊の皆様には、改めて感謝申し上げます。

さて、二〇二二年二月二十四日に始まったロシアのウクライナ侵攻から三年がたちました。この間、国際社会は、ロシアの侵略行為に対して制裁を科し、ウクライナへの支援を継続してきましたが、戦闘は依然として収束していません。アメリカの仲介により停戦が模索されていますが、双方の条件が折り合わず、現在も激しい戦闘が継続しています。さらに、ウクライナ侵攻においてロシアと北朝鮮の関係が深まり、北朝鮮は、自国の兵士を参戦させて実戦経験を積み上げ、その軍事的脅威を増大させています。

東アジアに目を向けると、中国の力による一方的な現状変更の試みが継続しており、南シナ海や台湾周辺での活動が活発化しています。加えて、北朝鮮は、弾道ミサイルの発射実験を繰り返して、挑発行動をエスカレートさせています。

これらの情勢を踏まえ、防衛力の強化は待ったなしの課題であると言わざるを得ません。

二〇二二年に策定された防衛三文書で示された、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境にあるという文言は、二〇二五年現在もその質量を更新し続け、その認識は更に深刻さを増しています。また、国内に目を向ければ、自然災害の激甚化

により、国民の自衛隊の災害派遣への期待はこれまで以上に高まっています。令和六年能登半島地震を始め、台風、豪雨災害、地震、そして冒頭で申し上げた山林火災など、多くの場面で自衛隊が国民の命を守るために活動してきました。

こうした状況を踏まえ、自衛隊の人的、物的基盤の強化は、もはや避けて通れない喫緊の課題であります。

これらの観点から、本法案の三本柱である、人的基盤の抜本的強化、自衛隊の組織改編、同志国等との協力強化について、順次、防衛大臣に質問いたします。

今回の法改正において、自衛隊の人的基盤の抜本的強化が大きな柱の一つとされています。我が党も、自衛隊の基礎となる自衛官の処遇改善については大いに賛成するところです。安全保障環境が厳しさを増す中、自衛官一人一人の士気と能力の向上なくして、我が国の防衛体制を維持強化することは不可能だからです。

しかし、処遇改善の目的は、単なる待遇向上ではなく、自衛官の定数充足や精強性向上につながるなければ意味がありません。今回の法案によって、どのように隊員のモチベーションアップや採用難の解消が図られるのか、防衛大臣に見解を伺います。

処遇改善の具体的な中身について伺います。手当の新設や増額については大いに賛同するところですが、入隊前の志願者にとって、自分がどの職種、役職に就くかは一部の職種を除いて未確定であり、直ちに自衛隊の魅力向上につながるかは不明瞭です。また、職務内容が変われば手当が大幅に減少する可能性があり、特に航空手当や乗組手当は給与に対する手当の割合が大きく、異動や教育課程への入校によって手取りが大きく減少してしまいます。給与については、昨年の臨時国会で引上げが図られたものの、人事院勧告自体が物価高騰には及ばない部分もあり、現在の春闘の二ユースと比べると、どうしても見劣りするものがあります。

ほかの公務員との均衡を図ることも必要ではあります。手取りを増やし、自衛官が安心して職務に専らできる環境を整備する必要があります。防衛大臣の認識を伺います。

令和五年度の自衛官採用率は五一%と、過去最低となりました。任期制自衛官候補生は三〇%と低迷しており、まさに我が国の防衛力の基盤が揺らぐ事態となっております。募集現場では非常な危機感が共有され、地方協力本部においては、本部長が街頭に立つて手ずからチラシ配りを行ったりも聞いています。

今回の法案において、任期制自衛官の処遇改善として、初任給の低さの要因となっていた自衛官候補生の廃止や、特殊な生活環境下でのモチベーション維持を目的とした指定場所生活調整金が創設されたことは、大いに評価するところです。

しかし、任期制自衛官が採用難となっている理由は、任期中の給与や待遇に加え、任期終了後の就職に難があるといったことが挙げられます。三〇%まで低下した採用率を改善するには、より抜本的な対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。防衛大臣の認識をお聞かせください。

任期制自衛官だけでなく、災害対応の初動部隊や救難活動を主任務とする隊員、いわゆる緊急参集要員も特殊な勤務環境に置かれています。待機指定時は、休日であれお酒は飲めない、電話にはすぐ応じる、駐屯地や基地から二キロ以内の場所にいななければならないといった制約が課される場合があります。

こうした自由が制限される環境について、最近では無料官舎の整備や営内残留制度の見直し等が進んでいます。自らが待機指定エリア内にある場合は手当が支給されないなど、不公平な制度が残っています。こうした制度不備の洗い出し、特殊な勤務環境下にある隊員の負担軽減を図る意思はあるのでしょうか。見解をお示しくください。

今改正案では、予備自衛官及び即応予備自衛官の手当や給付金、勤続報奨金の引上げが示されました。ウクライナ戦争での事例を引くまでもなく、予備役の存在は実動戦力としても抑止力としても非常に重要であり、今回の処遇改善は評価できるものです。

疑問が残ります。予備自衛官等が誇りを持って職務に専念できるよう、家族や職場、さらには広く社会全体の理解を醸成する取組が今まで以上に必要であると考えますが、どのような施策を講じているのでしょうか。御説明をお願いします。

昨年の能登半島地震では、即応予備自衛官及び医師、看護師たる予備自衛官が派遣されました。しかし、災害派遣における日当の支給は、本業の給与の補償ではなく、自衛官としての日額給与に基づいて計算されるため、結果として、派遣された予備自衛官の収入が本業の収入に及ばず、減少するケースが多々あります。このこと自体は、同じく災害派遣任務に就く常備自衛官との均衡を図る観点から理解できますが、そうであれば、日当以外の待遇についても均衡を図るべきだと考えます。

自衛隊では、給与と名誉としての防衛記念章の両輪によって自衛官の士気を高めていると認識しています。しかし、災害派遣に従事した予備自衛官にはこの防衛記念章が授与されてこなかった問題があります。予備自衛官等に対しても、給与と名誉の両面から処遇を改善するべきではないでしょうか。防衛大臣に認識を伺います。

今回の法律案には、陸上自衛隊では補給統制本部の補給本部への改編、海上自衛隊では水上艦隊及び情報作戦集団の新編といった大規模な部隊改編が盛り込まれています。これは、激変する安全

令和七年四月四日 衆議院会議録第十六号 防衛省設置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する平岩征樹君の質疑

保障環境に際し、有事においても即応でき、また、地理的、領域的な横断、さらには全国的に複数正面での運用に対応するため、部隊を一元化することを目的とする一連の改編であると承知しています。

我が国では、同盟国である米国との共同や、近年では同志国との連携が重視されていますが、今回のこの改編が具体的に有事の際にどのように機能するのか、立法事実を踏まえ、また、同盟国、同志国との連携といった観点も含めて御説明ください。

自衛官定数の変更について伺います。
今回の改正では、陸上で三百六十四名減少、海上、航空、共同の部隊でそれぞれ増加があり、全体としての定数は、なぜか一名の増減もないという案になっています。一方で、先ほども申し上げたとおり、採用難は続いており、常備自衛官の充足率は九〇%前後となってしまうのが現状です。

もちろん、安易に現状に定数を合わせるのではなく、現下の安全保障環境に対して、我が国の防衛に必要な防衛力を算定し、積算することで定数を定め、それに対して必要な採用活動を行うということが不可欠です。しかし、低充足が続けば、現場の部隊では、九人の人員に対して十人分の任務が付与されるという事態が恒常的に生起し、隊員の方々が疲弊していくことも事実です。現場では、有給はおろか、代休の取得も困難であるといった悲痛な声も上がっており、現場の負担軽減

の観点からも対処が必要です。

現在、海上自衛隊では、乗組員が従来の同じような大きさの艦艇に比べて二分の一以下となる「もがみ」型の就役が進んでおり、こうした省人化の試みは全自衛隊においてなされていくと考えます。今回、あえて定数の変更を行わない中、低充足からくる現場の過重負担について、どのような認識をお持ちでしょうか。また、対策の検討状況についても伺います。

三本柱の三つ目、同志国との協力強化に関して伺います。

当然、同志国との協力強化は、我が国の安全保障、国防に資するものでなくてはなりません。本法律案では、装備移転や研究開発のための航空機、船舶の関連法案の適用除外規定の整備が盛り込まれていますが、このことが我が国の防衛力の強化につながるのかが重要です。この措置が具体的にどのような効果をもたらすのか、御説明ください。

言うまでもなく、技術開発の促進と装備移転の円滑化、防衛産業基盤の強化は喫緊の課題です。防衛装備移転を通じて、自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する同志国との関係が強化され、また、国内防衛産業基盤の維持、育成が図られるという前提も共有しています。

しかし、特定の条件下で関連法令の適用を除外すること、最初から装備移転の対象となる機体や艦船について無差別に適用除外とすることでは、性質が大きく異なります。特に、航空法や船

舶安全法といった安全確保のための法制度において適用除外の範囲を広げ過ぎれば、我が国の空や海の安全確保に重大な影響を及ぼす可能性があります。

そこで、本法律案では、どのようにセーフティーネットを設け、こうしたリスクに対応しようとしているのか、また、防衛装備移転を進めることで得られる我が国の安全保障上の利益とのバランスをどのように取っているのか、防衛大臣の御説明をお願いします。

最後に、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境において、当然、外交的努力を最大限した上で自衛隊の機能を強化すること、そして、その基礎である人的基盤を強化していくことが、国民の生命、自由、財産、我が国の平和と独立を守ることにつながることを確信しています。

自衛官の皆様が日夜職務に精励されていることに改めて敬意を表し、本法律案が自衛隊の強化に資するものとなるよう、政府の前向きな答弁をお願い申し上げます、私の質問を終わります。
御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣中谷元君登壇)
○国務大臣(中谷元君) 平岩征樹議員にお答えいたします。

隊員のモチベーションのアップと採用難についてのお尋ねがありました。
防衛力の中身である自衛官の確保は政府としての至上命題であり、自衛官が、国防という国家にとって極めて重要な任務に誇りと名誉、高い使命感

感を持って専念できる体制を整えるということが不可欠であります。

そのため、昨年末、関係閣僚会議で取りまとめられました基本方針に基づきまして、手当の新設や引上げ、即応のための営舎内生活等に関する給付金の新設、任期制士の処遇確保のための自衛官候補生の廃止、自衛官の定年退職後の再任用の見直し、並びに事業を営む予備自衛官等に対する給付金の新設などの処遇改善を含む法案を提出しております。

こうした処遇の充実によりまして、職業としての自衛官の魅力が向上し、自衛官の募集や隊員のモチベーションへの好影響があると期待をいたしております。

防衛大臣として自らが先頭に立って、隊員の処遇改善に向けて、基本方針で取りまとめられた各施策を引き続きスピード感を持って全力を挙げて推進をしてまいります。

次に、自衛官の給与引上げについてのお尋ねがありました。

昨年末に関係閣僚会議で取りまとめられた基本方針においては、手当の拡充のほか、自衛官の俸給表の改定についても実施をするということにしております。

具体的には、自衛官の任務や勤務環境の特殊性に見合った給与とするため、勤務実態調査の結果、公平性、公正性を確保するための部外専門家の意見を踏まえまして、また、諸外国の状況も見ながら、自衛官の俸給表の改定を目指すこととしております。

これを踏まえて、本年二月、防衛省人事審議会に新たな部会、処遇・給与部会を設けて、早速、部外の専門家による検討体制を確立をしまして、既に二回審議を行い、検討を進めているところであります。

こうした施策を通じて、入隊前の志願者等に対して、自衛官という職業が魅力あるものであると理解していただき、より多くの方々に自衛官という職業を選んでいただけるように取り組んでまいります。

次に、任期制自衛官の採用率改善のための取組についてお尋ねがありました。

任期制自衛官の募集が厳しく、喫緊の課題となつている中、防衛力の担い手である人材の確保は至上命題であります。

こうした状況を踏まえて、任期制自衛官の処遇改善については、昨年、関係閣僚会議において取りまとめた基本方針に基づき、本法律案において、自衛官候補生制度を廃止をし、新たな任期制士を創設をするということしております。これにより、非任期制自衛官と同等の処遇を確保しております。また、営舎内の居住など特殊な生活環境下での即応のための集団生活を強いられる自衛官への給付金として、指定場所生活調整金を新設することいたしました。これにより、採用から六年経過するまでの間、新たに一年ごとに二十万円支給することいたしました。さらに、任期制自衛官を対象とした自衛官任用一時金の引上げや進学支援給付金制度の拡充を行ひまして、任期制

自衛官の処遇改善に努めているところであります。

任期制自衛官について、任期終了の一年前から退職管理教育、職業訓練、進路相談を行いまして、積極的に再就職を支援をしています。これらの支援により、例えば、令和五年度、再就職を希望する隊員に対して約四十倍にも及ぶ求人数を獲得しております。また、支援を希望するほぼ全ての退職予定者が様々な業種への再就職先を確保しております。その上で、基本方針に基づいて、退職自衛官が自衛隊で培った知識、技能、経験を生かすことができまうように、関係省庁と連携をしまして、再就職先の拡充を図つていくところであります。

そして、自衛官の採用、中途退職抑制、充足率の向上にいかにか寄与しているかという観点から、関係閣僚会議において、令和七年中に効果の検証を行いつつ、基本方針でも取りまとめた各種施策の実効性を確保するとともに、人材確保に資する新たな方策についても不断に検討し、任期制自衛官の確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、緊急参集要員の負担軽減についてのお尋ねがありました。

近年、大規模かつ長期間の災害派遣活動が増え、参集要員には、従来以上に、精神的、肉体的な負担が増大をいたしております。そのため、災害派遣に従事した隊員にはしっかりと災害派遣等手当を支給するとともに、各種装備品の充実などに

取り組んでいるところであります。

昨年末に関係閣僚会議で取りまとめられた基本方針に基づきまして、緊急参集要員等が災害派遣に従事した場合に支給される災害派遣等手当については、一人当たり月額千六百二十円から二千六百円に引き上げることいたしました。

防衛大臣として、緊急参集要員等の自衛隊員が特殊な状況に置かれているということを考慮しまして、これらの隊員の処遇や生活、勤務環境の改善に向けて取り組んでまいります。

次に、予備自衛官等の理解醸成の取組についてのお尋ねがありました。

予備自衛官等の大半は、平素は他に本業を持ちながら訓練等に従事しているために、訓練等への参加には、雇用企業等の御理解と御協力が不可欠であるとと考えております。

このため、防衛省としましては、予備自衛官等である企業等の従業員が災害派遣の活動で招集に応じた場合に、その使用者に対して、予備自衛官等の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金といたしまして、雇用企業協力確保給付金を設けております。また、本法律案において、自ら事業を営む予備自衛官等に対しても、災害派遣の活動で招集に応じた場合に、その事業の継続に資するための給付金として予備自衛官事業継続給付金を新設することいたしました。

加えて、自衛隊から雇用企業等に対して訓練などの情報を提供する制度や予備自衛官等の制度の説明を通じまして、雇用企業等の理解促進に努め

るとともに、幅広い国民の皆様が予備自衛官制度の理解を深めていただけるように、より積極的に動画広報などの取組を行つてまいります。

そして、防衛省としましては、予備自衛官等が誇りを持って職務に専念できますように、家族や職場、さらに、広く社会全体の御理解を得るための取組を行ひまして、予備自衛官が安心して活動できる環境づくりを進めてまいります。

次に、予備自衛官等の処遇改善についてのお尋ねがありました。

予備自衛官等の処遇改善につきましては、昨年、関係閣僚会議で取りまとめた基本方針に基づきまして、本法律案において、予備自衛官手当及び即応予備自衛官手当等を大幅に引き上げるほか、新たに予備自衛官に対して勤続報奨金、これを支給できるようにすることとしております。これによりまして、一任期勤めた場合に支給される手当額については、予備自衛官は現行の二十七万円から六十八万円の約二・五倍、即応予備自衛官は三曹であれば現行の百七十一万円から二百七十四万円の約一・五倍となります。

また、現在では、自衛官と同様に功績のあつた予備自衛官又は即応予備自衛官に対しては、その功績をたたえ、賞詞及びそれに伴う防衛記念章、これを授与しております。

防衛省としましては、引き続き、予備自衛官等が安心して活躍できる環境づくりを進めてまいります。

令和七年四月四日 衆議院会議録第十六号 防衛省設置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する平岩征樹君の質疑

次に、部隊改編についてのお尋ねがありました。

今般の法律案では、補給統制本部の補給本部への改編、海上自衛隊における水上艦隊の新編、情報作戦集団の新編などの部隊改編を実施することといたしております。

補給統制本部の補給本部への改編は、従来、各方面総監が指揮監督を行い、補給統制本部が統制を行うとしていた体制を改めまして、補給本部が全国の各補給処を一元的に指揮監督する体制を構築するものでありまして、これにより、補給処が所在する方面の警備区域をまたいで、より円滑な補給の実施や装備品等の整備を行うことが可能となります。

水上艦隊の新編は、護衛艦隊、掃海隊群等に所属する水上艦艇を集約するものでありまして、これにより、高い迅速性と活動量を継続的に遂行することが可能な体制となります。

そして、情報作戦集団の新編は、艦隊情報群、システム通信隊群等に分散している情報に係る機能を集約するものであり、これにより、横断的に情報収集、分析して、それに基づく迅速な対処が可能となります。

今般の部隊改編を通じまして、部隊の即応性を一層高めるとともに、改編後も引き続き同盟国、同志国との連携を深化をさせ、我が国の防衛に万全を期してまいります。

次に、現場の隊員の負担への対策についてのお尋ねがありました。

自衛官の定数は、自衛隊の任務遂行に必要な自衛官の人員数を積み上げたものでありまして、防衛計画、整備計画においては、自衛官定数を総計を維持するというようにいたしております。

一方、我が国は深刻な人手不足社会を迎える中で、自衛隊全体の充足率は令和五年度末には約九〇％、中でも、各種任務を直接遂行する立場にある士の階級の充足率は約七〇％となっており、現場の隊員の業務負担が増大をしているという事は事実であります。

これを解消すべく、様々な負担軽減策に取り組んでいるところでありますが、令和六年度に、艦艇乗組員の代休の取得の促進を図るために、停泊中の一部の業務を民間企業へ委託するということを検討する調査研究のほか、帰港中に行っていた業務を帰港前の洋上で処理できるようにするための艦艇内業務端末の増設などを行っております。

また、必要な人材を確保すべく、関係閣僚会議で取りまとめた基本方針に基づき、自衛官の勤務の特殊性を踏まえた給与面の処遇改善や、若い世代のライフスタイルを踏まえた生活、勤務環境の改善などに取り組んでいるところであります。

さらに、民間委託等の部外力を引き続き積極的に活用するとともに、定員が従来の汎用護衛艦の半分程度である「もがみ」型護衛艦など、省人化、無人化装備の導入による装備体系、組織の最適化といった取組を進めております。

このような様々な取組によりまして、厳しい安

全保障環境において引き続き円滑に任務に遂行できるように万全を期してまいります。

そして、同志国との協力強化に向けた装備移転や研究開発のための関係法令の適用除外規定の整備についてお尋ねがありました。

我が国の平和と安全を確保するために、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要であります。

現在、こうした同志国等との連携強化に資する我が国の航空機や船舶の装備移転について、一定の引き合いがあるほか、研究開発の重要性が高まっております。

今回の法改正におきましては、装備移転の対象として製造される航空機や船舶、いわゆる装備移転航空機や装備移転船舶の製造に関して、関係法令の適用除外規定などを設けた上で、防衛大臣の下で、安全性を始めとした基準への適合を一元的に確保いたします。これによりまして、円滑な装備移転や研究開発の環境整備をし、同志国等との連携強化、ひいては我が国自身の防衛力の強化につながるかと考えております。

最後に、航空法の適用除外の範囲の在り方についてのお尋ねがありました。

自衛隊の使用する航空機や船舶は、構造、設備、運用方法等が一般の航空機や船舶と異なることから、これまで、自衛隊法に基づき、防衛大臣が安全基準を定めて、その管理の下で航行の安全を確保してまいりました。

今回の法改正におきましては、装備移転航空機

や装備移転船舶等についても、自衛隊の使用する航空機や船舶と同種のものであるということから、航空法や船舶安全法等の適用除外を規定をしますが、自衛隊の使用する航空機や船舶と同様に、防衛大臣が装備移転航空機や装備移転船舶の安全基準等を定めまして、その適合を確認するなどの必要な措置を取ること、航行の安全確保にもしつかりと対応してまいります。

その上で、同志国等との連携の強化や、防衛生産・技術基盤の維持強化の観点から、装備移転や研究開発を円滑かつ効果的に進めてまいります。ありがとうございます。 (拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十九分散会

出席國務大臣

防衛大臣 中谷 元君

國務大臣 林 芳正君

國務大臣 三原じゅん子君

出席副大臣

防衛副大臣 本田 太郎君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

岸 信千世君

山際大志郎君

市來 伴子君

水沼 秀幸君

国定 勇人君

佐々木 紀君

松本 尚君

鬼木 誠君

神田 潤一君

阿部祐美子君

岡田 克也君

総務委員

辞任

小森 卓郎君

佐藤 勉君

奥野総一郎君

土田 慎君

丹羽 秀樹君

眞野 哲君

補欠

国定 勇人君

佐々木 紀君

阿部祐美子君

岡田 克也君

松本 尚君

鬼木 誠君

神田 潤一君

山際大志郎君

岸 信千世君

市來 伴子君

水沼 秀幸君

補欠

土田 慎君

丹羽 秀樹君

眞野 哲君

小森 卓郎君

佐藤 勉君

奥野総一郎君

安全保障委員

辞任

草間 剛君

五十嵐えり君

島田 智明君

根本 拓君

岡田 華子君

議院運営委員

辞任

上田 英俊君

塩川 鉄也君

若山 慎司君

辰巳孝太郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

上野賢一郎君

高木 啓君

中西 健治君

三反園 訓君

おおつき紅葉君

石橋林太郎君

森下 陽一君

深澤 陽一君

山本 大地君

馬場 雄基君

補欠

島田 智明君

岡田 華子君

根本 拓君

草間 剛君

五十嵐えり君

補欠

若山 慎司君

辰巳孝太郎君

上田 英俊君

塩川 鉄也君

補欠

森下 千里君

石橋林太郎君

深澤 陽一君

山本 大地君

馬場 雄基君

高木 啓君

中西 健治君

上野賢一郎君

三反園 訓君

おおつき紅葉君

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任

加藤 竜祥君

田野瀬太道君

宮下 一郎君

黒田 征樹君

東 国幹君

土田 慎君

山本 大地君

うるま議司君

黒田 征樹君

補欠

山本 大地君

土田 慎君

東 国幹君

うるま議司君

宮下 一郎君

田野瀬太道君

加藤 竜祥君

黒田 征樹君

(議案送付)

一、昨三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

(議案提出者訂正)

一、四月三日、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第二百十六回国会衆法第三三三三)の提出者「中島克仁君外八名」を「中島克仁君外九名」に訂正する。

(質問書提出)

一、昨三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国際オリンピック委員会会長選挙に関する質問主意書(大西健介君提出)

公営五競技における利用者へのポイント付与がもたらす諸課題に関する再質問主意書(大西健介君提出)

在留外国人の国民年金保険料の納付率がわずか四十三・四％であることに関する質問主意書(竹上裕子君提出)

新市場開拓用米に関する質問主意書(緒方林太郎君提出)

内閣官房報償費に関する質問主意書(岡本充功君提出)

(議案付託)

一、昨三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

以上二件 厚生労働委員会 付託

児童福祉法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

児童福祉法等の一部を改正する法律
(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 保育士(第十八条の四―第十

八条の二十四)」を
第七節 児童の保育及び児
保育士(第十八条
第一款 保育士の確保の
第二款 保育士の不足に
第三款 雑則(第十八条の
第四款

童の保護者に対する保育に関する指導を行うう
の四―第十八条の二十三)
ための措置(第十八条の二十四―第十八条の二
対応するための措置(第十八条の二十六―第十
三六・第十八条の三十七)

材
十五) に改める。
八条の三十五) 』

第六条の第三十項に次の一号を加える。

三 保育を必要とする児童であつて満三歳以

上のものについて、当該保育を必要とする
児童を保育することを目的とする施設(利
用定員が六人以上十九人以下であるもの
に限る。)において、保育を行う事業

第八条第一項中「第十八条の二十の二第二項」
の下に「第十八条の三十三第四項において準用
する場合を含む。第九項において同じ。」を加

え、「第三十三條の十五第三項」を「第三十三條
の十五(第三十三條の十六の二第三項において

準用する場合を含む。)」に、「第五十九條第五項
の規定を「第五十九條第五項並びに認定こども
園法第二十七條の六の規定(これらの規定のうち、
都道府県に係る部分に限る。)」に改め、同
条第三項中「第三十四條の十五第四項の規定」を

「第十八條の三十三第四項において読み替えて
準用する第十八條の二十の二第二項、第三十三
條の十五及び第三十四條の十五第四項並びに認
定こども園法第二十七條の六の規定(これらの

規定のうち、市町村に係る部分に限る。)」に改
め、同条第九項中「第三十三條の十二第一項及
び第三項、第三十三條の十三、」を「第三十三條
の十第三項第二号、第三十三條の十六の二第三

項において読み替えて準用する」に改める。
第一章第七節の節名を次のように改める。
第七節 児童の保育及び児童の保護者
に対する保育に関する指導を
行う人材

第一章第七節中第十八條の四の前に次の款名
を付する。
第一款 保育士

第十八條の四中「第十八條の十八第一項の登
録」を「第十八條の十八第三項に規定する保育士
登録(次条第四号において「保育士登録」とい
う。)」に改める。

第十八條の五第四号中「第十八條の十九第一
項第二号若しくは第三号」を「第十八條の十九第

一項(第二号又は第三号に係る部分に限る。)」
に、「登録」を「保育士登録」に改め、同条第五号
を次のように改める。
五 第十八條の三十四第一項(第二号又は第
三号に係る部分に限る。又は第二項の規定
により第十八條の二十八第二項に規定する

地域限定保育士登録(以下この款において
「地域限定保育士登録」という。)を取り消さ
れ、その取消しの日から起算して三年を経
過しない者
第十八條の六に次の一号を加える。
三 地域限定保育士登録を受けた日から起算
して三年を経過し、かつ、内閣府令で定め
る期間以上の期間第十八條の二十八第二項
に規定する業務に従事した者

第十八條の十八第三項中「保育士の登録」を
「第一項の登録(以下「保育士登録」という。)」
に、「第一項」を「同項」に改め、「事項」の下に
「のうち内閣府令で定めるもの」を加え、同条に
次の一項を加える。

都道府県知事は、地域限定保育士登録(当
該都道府県知事がしたものを除く。)を受けて
いる者について保育士登録をしたときは、当
該地域限定保育士登録をした第十八條の二十
七第一項に規定する認定地方公共団体(以下
この款において「認定地方公共団体」という。)
の長に対し、速やかにその旨を通知しなけれ
ばならない。
第十八條の十九第一項中「その登録」を「その

保育士登録」に改め、同項第一号中「第十八條の
五各号(第四号を除く。)」を「第十八條の五第一
号から第三号まで」に改め、同項第二号中「登
録」を「保育士登録」に改め、同項第三号中「ほ
か」の下に、「保育士登録又は地域限定保育士登
録を受けた日(取消しに係る保育士登録が第十
八條の二十の二第一項の規定により受けたもの
である場合にあつては、当該保育士登録を受け
た日)以後に」を加え、同条第二項中「登録」を
「保育士登録」に改める。

第十八條の二十中「保育士の登録」を「保育士
登録」に、「その登録」を「その保育士登録」に改
める。
第十八條の二十の二第一項中「保育士の登録
を行う」を「保育士登録を行う」に改め、同項各
号を次のように改める。

一 児童生徒性暴力等を行ったことにより保
育士登録又は地域限定保育士登録を取り消
された者
二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育
士登録又は地域限定保育士登録を取り消さ
れたものうち、保育士登録又は地域限定
保育士登録を受けた日以後の行為が児童生
徒性暴力等に該当していたと判明した者

第十八條の二十の二第二項中「保育士の登録」
を「保育士登録」に改め、同条第三項中「よる保
育士の登録」及び「より保育士の登録」を「より保
育士登録」に、「(国家戦略特別区域法第十二條
の五第八項において準用する第十八條の十九の

の五第八項において準用する第十八條の十九の

規定により国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消した都道府県知事を含む。」を、「第十八条の三十四第一項又は第二項の規定により地域限定保育士登録を取り消した認定地方公共団体の長」に、「保育士の登録」を「保育士登録」に改める。

第十八条の二十四及び第十八条の二十四を削り、第一章第七節中第十八条の二十三の次に次の三款を加える。

第二款 保育士の確保のための措置第十八条の二十四 都道府県は、次に掲げる業務を行う拠点(以下この款において「保育士・保育所支援センター」という。)としての機能を担う体制を整備しなければならない。

一 保育に関する業務への関心を高めるための広報を行うこと。

二 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援を行うこと。

三 保育所の設置者に対し、保育士が就業を継続することができるような勤務環境を整備するために必要な助言その他の援助を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継

続を促進するために必要な業務を行うこと。

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市、以下「中核市」という。)は、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備するよう努めなければならない。

第十八条の二十五 国、地方公共団体、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う者その他の関係者は、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第三款 保育士の不足に対応するための措置

第十八条の二十六 都道府県又は指定都市は、保育士の確保のための措置を講じてもおおその区域内において保育士が不足するおそれがあるときは、当該区域内において専門的知識及び技術をもつて児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする保育士以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の科目、方法、実施回数その他当該試験の実施に関し必要な事項として内閣府令で定めるものを記載した書面(以下この款において「試験実施方法書」という。)を作成し、当

該試験実施方法書に記載した内容が適當である旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

前項の認定を受けようとする都道府県又は指定都市は、内閣府令で定めるところにより、試験実施方法書に、保育士の確保のための措置を講じてもおおその区域内において保育士が不足するおそれが大きいことを証する書類その他内閣府令で定める書類を添付して、内閣総理大臣に申請するものとする。

指定都市の長は、第一項の認定の申請を行うおとするとときは、内閣府令で定めるところにより、当該申請を行うこと及び当該申請に係る試験実施方法書に記載した試験の実施回数について、当該指定都市を包括する都道府県の知事の同意を得なければならない。

内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、保育士の確保のための措置を講じてもおお当該申請を行った都道府県又は指定都市の区域内において保育士が不足するおそれが特に大きく、かつ、当該申請に係る試験実施方法書の内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 当該試験実施方法書に記載された試験の実施回数が、当該申請を行った都道府県又は指定都市の区域内における保育士の不足に対応するために必要な範囲内のものであること。

二 当該試験実施方法書に記載された内容が、当該申請を行った都道府県又は指定都市の区域内において専門的知識及び技術をもつて児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする保育士以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験として適切であること。

都道府県又は指定都市は、第一項の認定を受けたときは、当該認定に係る試験実施方法書(次条第一項及び第十八条の二十八第一項において「認定試験実施方法書」という。)に記載した事項のうち内閣府令で定めるものを公表しなければならない。

第十八条の二十七 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定都市(以下「認定地方公共団体」という。)は、認定試験実施方法書の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

前条第二項から第五項までの規定は、前項の認定(次条第一項において「変更認定」という。)について準用する。この場合において、前条第二項中「保育士の確保のための措置を講じてもおおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類その他内閣府令」とあるのは「内閣府令」と、同条第三項中「の申請」とあるのは「の申請(試験の実施回数の変更に係るものに限る。）」と、同項中「当該申請を行うこと及び当該」と

あり、及び同条第四項中「保育士の確保のため
の措置を講じて」もなお当該申請を行った都
道府県又は指定都市の区域内において保育士
が不足するおそれが特に大きく、かつ、当
該」とあるのは「当該」と読み替えるものとす
る。

第十八条の二十八 認定地方公共団体の長が認
定試験実施方法書(変更認定があつたとき
は、その変更後のもの)に定めるところによ
り実施した試験(以下「地域限定保育士試験」
という。)に合格した者は、当該認定地方公共
団体の長の登録を受けることができる。ただ
し、次の各号のいずれかに該当する者は、こ
の限りでない。

- 一 保育士登録を受けている者
- 二 心身の故障により次項に規定する業務を
適正に行うことができない者として内閣府
令で定めるもの
- 三 第十八条の五第二号から第五号までのい
ずれかに該当する者

前項の登録(以下「地域限定保育士登録」と
いう。)を受けている者は、第十八条の二十三
の規定にかかわらず、当該地域限定保育士登
録を行った認定地方公共団体の長の管轄する
区域内に限り、地域限定保育士の名称を用い
て、専門的知識及び技術をもつて、業とし
て、児童の保育及び児童の保護者に対する保
育に関する指導を行うことができる。
第十八条の二十九 認定地方公共団体は、地域

限定保育士登録を受けている者(第十八条の
三十四第二項、第十八条の三十五第一項及び
第六十二条第二項第三号を除き、以下「地域
限定保育士」という。)が保育士と連携して児
童の保育及び児童の保護者に対する保育に関
する指導を適切に行うことができるようにす
るために必要な研修その他の内閣府令で定め
る措置を講じなければならない。

第十八条の三十 認定地方公共団体は、毎年
度、地域限定保育士試験の実施の状況その他
内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告
しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定によるほか、
認定地方公共団体に対し、地域限定保育士試
験及び前条に規定する措置の実施の状況に関
する事項について報告を求めることができる。
内閣総理大臣は、地域限定保育士試験及び
前条に規定する措置の適正かつ確実な実施の
ため必要があると認めるときは、認定地方公
共団体に対し、必要な措置を講ずることを求
めることができる。

第十八条の三十一 認定地方公共団体は、第十
八条の二十六第一項に規定する知識及び技能
を有するかどうかの判定に関する事務(以下
この条及び次条第二項において「判定事務」と
いう。)を行わせるため、地域限定保育士試験
委員(次項において「地域試験委員」という。)
を置かなければならない。ただし、次条第一

項の規定により指定した者に判定事務を行わ
せることとした場合は、この限りでない。
地域試験委員又は地域試験委員であつた者
は、判定事務に関して知り得た秘密を漏らし
てはならない。

第十八条の三十二 認定地方公共団体の長は、
内閣府令で定めるところにより、法人であつ
て、地域限定保育士試験の実施に関する事務
(以下この条において「地域試験事務」とい
う。)を適正かつ確実に実施することができる
と認められるものとして当該認定地方公共団
体の長が指定するもの(以下「指定地域試験機
関」という。)に、当該地域試験事務の全部又
は一部を行わせることができる。

認定地方公共団体の長は、前項の規定によ
り一般社団法人及び一般財団法人以外の法人
に判定事務を行わせようとするときは、内閣
総理大臣の同意を得なければならない。

認定地方公共団体の長は、第一項の規定に
より指定地域試験機関に地域試験事務の全部
又は一部を行わせることとしたときは、当該
地域試験事務の全部又は一部を行わないもの
とする。

第十八条の九第三項及び第十八条の十から
第十八条の十七までの規定は、指定地域試験
機関が地域試験事務を行う場合について準用
する。この場合において、同項中「都道府県」
とあるのは「第十八条の二十七第一項に規定
する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団

体」という。）」と、「第一項」とあるのは「第十
八条の三十二第一項」と、第十八条の十、第
十八条の十三から第十八条の十五まで、第十
八条の十六第一項及び第十八条の十七の規定
中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共
団体の長と、第十八条の十一第一項中「保育
士として必要な知識及び技能を有するかどう
かの判定に関する事務」とあるのは「第十八条
の三十一第一項に規定する判定事務」と、「保
育士試験委員」とあるのは「地域限定保育士試
験委員」と読み替えるものとする。

第十八条の三十三 地域限定保育士登録は、地
域限定保育士登録簿に、氏名、生年月日その
他内閣府令で定める事項を記載してするもの
とする。

地域限定保育士登録簿は、地域限定保育士
登録をした認定地方公共団体に備える。
認定地方公共団体の長は、地域限定保育士
登録をしたときは、申請者に第一項に規定す
る事項のうち内閣府令で定めるもの及び当該
認定地方公共団体の名称を記載した地域限定
保育士登録証を交付する。

第十八条の二十の二の規定は、地域限定保
育士登録について準用する。この場合におい
て、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは
「認定地方公共団体の長と、第十八条の五
各号」とあるのは「第十八条の二十八第一項各
号」と、同条第二項中「都道府県知事」とある
のは「認定地方公共団体の長」と、「意見」と

あるのは(当該認定地方公共団体の長が指定都市の長である場合にあっては、市町村児童福祉審議会その他の内閣府令で定める機関)の意見」と、同条第三項中「都道府県知事は」とあるのは「認定地方公共団体の長は」と読み替えるものとする。

第十八条の三十四 地域限定保育士登録をした認定地方公共団体の長は、地域限定保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その地域限定保育士登録を取り消さなければならない。

- 一 第十八条の五第二号若しくは第三号又は第十八条の二十八第一項第二号のいずれかに該当するに至つた場合
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて地域限定保育士登録を受けた場合
- 三 第一号に掲げる場合のほか、保育士登録又は地域限定保育士登録を受けた日(取消しに係る地域限定保育士登録が前条第四項において準用する第十八条の二十の第一項の規定により受けたものである場合にあっては、当該地域限定保育士登録を受けた日)以後に、児童生徒性暴力等を行つたと認められる場合

地域限定保育士登録をした認定地方公共団体の長は、地域限定保育士登録を受けている者が次条第一項の規定又は同条第二項において準用する第十八条の二十一若しくは第十八条の二十二の規定に違反したときは、その地

域限定保育士登録を取り消し、又は期間を定めて地域限定保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。

地域限定保育士が保育士登録を受けた場合には、その者の地域限定保育士登録は、その効力を失うものとする。

地域限定保育士登録をした認定地方公共団体の長は、地域限定保育士登録がその効力を失つたときは、当該地域限定保育士登録を消

除しなければならない。

第十八条の二十の三の規定は、地域限定保育士を任命し、又は雇用する者について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

第十八条の三十五 地域限定保育士登録を受けている者は、その業務に関して地域限定保育士の名称を表示するときは、当該地域限定保育士登録を受けた認定地方公共団体を明示しなければならない。かつ、当該認定地方公共団体以外の区域を表示してはならない。

第四款 雑則

第十八条の三十六 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士登録又は地域限定保育士登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等の内容その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする

る。

- 一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消された者
- 二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消されたもののうち、保育士登録又は地域限定保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

都道府県知事及び認定地方公共団体である指定都市の長は、保育士若しくは地域限定保育士が児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士登録若しくは地域限定保育士登録を取り消したとき、又は保育士登録若しくは地域限定保育士登録を取り消された者(児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消された者を除く。)の保育士登録若しくは地域限定保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の内閣総理大臣が定める事項に係る情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

保育士又は地域限定保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士又は地域限定保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベースを活用するものとする。

第十八条の三十七 この法律に定めるもののほか、保育士及び地域限定保育士に関し必要な事項は、政令で定める。

事項は、政令で定める。

第十九条の二十三第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)」を「指定都市及び中核市」に改める。

第三十条の二中「第三十三条の十、第三十三条の十四第二項」を「第三十三条の十第一項及び第二項」に、「第四十八条及び」を「第四十八条並びに」に改める。

第三十三条の三の三中「又は児童相談所長を」児童相談所長又は児童虐待の防止等に関する法律第十二条第一項に規定する措置施設の長」に改め、同条に次の一号を加える。

- 五 児童虐待の防止等に関する法律第十二条第一項若しくは第三項の規定により面会若しくは通信の全部若しくは一部の制限を行う場合又は当該制限の全部若しくは一部を行わなくなる場合

第三十三条の十中「法律で」を「節において」に、「小規模住居型児童養育事業を」児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業」に改め、「乳児院」の下に、「母子生活支援施設、保育所、児童館」を加え、「若しく

令和七年四月四日 衆議院会議録第十六号 児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

は児童自立支援施設を「児童自立支援施設若しくは認可外保育施設(第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。)」に、「当該施設を当該一時保護施設を加え、同条に次の二項を加える。

この節において、所管行政庁とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業 これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事
- 二 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業又は乳児等通園支援事業 これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長
- 三 里親 次のイ又はロに掲げる里親の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 第六条の四第一号又は第二号の規定による登録を受けた里親 当該登録を行った都道府県の知事
- ロ 第二十七条第一項第三号の規定による

委託を受けた里親(イ)に掲げるものを除く。当該委託をした都道府県の知事

- 四 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長
- 五 認可外保育施設又は指定発達支援医療機関 これらの施設が所在する都道府県の知事
- 六 一時保護 次のイ又はロに掲げる一時保護の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 一時保護施設において行う一時保護
- ロ 当該一時保護施設を設置する都道府県の知事
- ロ 第三十三条第一項又は第二項の委託を受けて行う一時保護 当該委託をした児童相談所長を監督する都道府県知事

この節において、審議会等とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- 一 国の行政機関の長 児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて、第三十三条の十五第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、あらかじめ指定する者

二 都道府県知事 都道府県児童福祉審議会
三 市町村長 市町村児童福祉審議会を設置する市町村にあつては市町村児童福祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて第三十三条の十五第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、あらかじめ指定する者

第三十三条の十二第二項を次のように改める。
第三十三条の十二第二項中「前項の規定による通告を一般通告に、通告をする」を「通告(第三十三条の十四第一項及び第二項第三号において「児童虐待通告」という。)をする」に改め、同条第三項中「児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会」を「都道府県知事又は市町村長」に改め、同条第四項及び第五項中「第一項の規定による通告」を「一般通告」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による通告(以下この節において「一般通告」という。)は、児童委員を介して行うことができる。

第三十三条の十三及び第三十三条の十四を次のように改める。
第三十三条の十三 一般通告若しくは前条第四項の規定による届出(以下この節において「被措置児童等届出」という。)に係る事務を行う都道府県若しくは市町村の職員又は一般通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該一般通告又は被措置児童等届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第三十三条の十四 都道府県知事若しくは市町村長が一般通告若しくは被措置児童等届出を受けた場合又は児童虐待通告を受けた都道府県の知事若しくは市町村の長が当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合において、当該一般通告、被措置児童等届出又は児童虐待通告(次項及び第三十三条の十六の第二第一項において「一般通告等」という。)に係る被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該都道府県知事又は市町村長は、当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護の所管行政庁に、速やかに、その旨を通知しなければならない。ただし、当該都道府県知事又は市町村長が当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護の所管行政庁である場合は、この限りでない。

所管行政庁は、次に掲げる場合において、被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の

保護のため必要があると認めるときは、速やかに、被措置児童等の状況その他の前項の規定による通知又は一般通告等に係る事実を認るための措置を講ずるものとする。

一 前項の規定による通知を受けた場合
二 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について一般通告又は被措置児童等届出を受けた場合

三 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について児童虐待通告を受け、当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合

所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、被措置児童等虐待の防止又は当該措置に係る被措置児童等若しくは当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該被措置児童等に係る事業を行う者、里親、施設の設置者又は一時保護を行う者に対する指導又は助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の十五第二項中「都道府県知事」を「所管行政庁」に、「前条第一項又は第二項」を「前条第二項又は第三項」に、「当該」を「これらの」に、「被措置児童等」を「措置に係る被措置児童等」に、「都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない」を「審議会等に報告するもの」とする。

第三十三条の十五第二項中「都道府県知事」を「所管行政庁」に、「前条第一項又は第二項」を「前条第二項又は第三項」に、「当該」を「これらの」に、「被措置児童等」を「措置に係る被措置児童等」に、「都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない」を「審議会等に報告するもの」とする。

令和七年四月四日 衆議院会議録第十六号 児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

する」に改め、同条第三項中「都道府県児童福祉審議会を「審議会等」に、「都道府県知事」を「当該所管行政庁」に改め、同条第四項中「都道府県児童福祉審議会を「審議会等」に、「出席説明及び資料の提出」を「説明、資料の提出その他必要な協力」に改め、同条第一項を削る。

第三十三条の十六を次のように改める。
第三十三条の十六 次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自らが所管行政庁である事業又は施設に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置その他内閣府令で定める事項を当該各号に定める者に報告するものとする。

一 国の行政機関の長(内閣総理大臣を除く。)
二 市町村長 都道府県知事
内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、内閣府令で定めるところにより、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十六の次に次の一条を加える。
第三十三条の十六の二 所管行政庁は、一般通告等又は第三十三条の十四第一項の規定による通知に係る被措置児童等が第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置が行われ

ている児童であるときは、当該措置を行う都道府県の知事(以下この条において「措置実施都道府県知事」という。)に、速やかに、その旨を通知するものとする。ただし、当該所管行政庁が措置実施都道府県知事である場合は、この限りでない。

前項本文に規定する場合においては、所管行政庁及び措置実施都道府県知事は、共同して第三十三条の十四第二項及び第三項に規定する措置を講ずるものとする。

第三十三条の十五の規定は、措置実施都道府県知事について準用する。この場合において、同条中「審議会等」とあるのは、「都道府県児童福祉審議会」と読み替えるものとする。
第三十四条の十五第五項ただし書を次のように改める。
ただし、市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可をしないこと

第六条の三第十項第三号に掲げる事業(以下この号において「満三歳以上限定小規模保育事業」という。)	子ども・子育て支援法第四十三条第二項第一号に定める利用定員	子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号口の必要利用定員総数
満三歳以上限定小規模保育事業以外の家庭的保育事業等	子ども・子育て支援法第四十三条第二項第二号及び第三号に定める利用定員(同条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員を除く。)	子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号ハの必要利用定員総数

ができる。
一次の表の上欄に掲げる家庭的保育事業等の申請があつた場合において、当該申請に係る家庭的保育事業等を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域(当該市町村が子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により定める教育・保育提供区域をいう。以下この号及び次号において同じ。)に所在する他の家庭的保育事業等を行う事業所について同法第四十三条第一項の規定により定められたそれぞれ同表の中欄に掲げる利用定員の総数が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により定められたそれぞれ同表の下欄に掲げる必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき。

二 乳児等通園支援事業の申請があつた場合において、当該申請に係る乳児等通園支援事業を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域に所在する他の乳児等通園支援事業を行う事業所について子ども・子育て支援法第五十四条の第二項の規定により定められた利用定員の総数が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により定められた必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によつてこれを超えることになるかと認めるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該申請に係る家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業について認可をすることによつて、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当することになると認めるとき。

第三十四条の二十第一項第三号中「又は」の下に「第三十三条の十第一項に規定する」を加える。

第四十八条の四第三項中「保育士」の下に「及び地域限定保育士」を加える。

第六十一条の二第一項中「第十八条の二十二

の下に「第十八条の三十五第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第六十一条の三中「第十八条の十二第一項」の下に「第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。」、第十八条の三十一第二項を加える。

第六十一条の六中「第十八条の十六第一項」の下に「第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」を加え、「又は同項」を「又は第十八条の十六第一項」に改め、「指定試験機関」の下に「又は指定地域試験機関」を加える。

第六十二条第二項第一号中「使用した」を「使用して児童の保育又は児童の保護者に対する保育に関する指導を行う業務に従事した」に改め、同項第二号中「第十八条の二十三」の下に「又は第十八条の三十五第一項」を加え、同項第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十八条の三十四第二項の規定により地域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、地域限定保育士の名称を使用して児童の保育又は児童の保護者に対する保育に関する指導を行う業務に従事したもの

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「養子縁組里親」の下に、「登録一時保護委託者」を加える。

第十九条の九第二項第四号中「以下」の下に「この項及び第十九条の第十八号において」を加える。

第三十三条第一項中「適当な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一時保護を適正に行うことができる者として都道府県知事の登録を受けた者(以下「登録一時保護委託者」という。)

二 前号に掲げる者のほか、この法律又は他の法律に基づいて児童の福祉に関する業務若しくは事業を行い、又は施設を設置する者であつて、一時保護を適正に行うことができる者として内閣府令で定めるもの

第三十三条第二項中「適当な者」を「前項各号に掲げる者(以下この条において「登録一時保護委託者等」という。)」に改め、同条第十九項中「この項及び次項」を「この条に、「適当な者」を「登録一時保護委託者等」に改め、同条第二十項中「適当な者」を「登録一時保護委託者等」に改め、同条第二十一項中「前項」を「第二十二項」に改め、「法律」の下に「この条を除く。」を加え、同条第二十項の次に次の三項を加える。

児童相談所長は、自ら一時保護を行うことができず、かつ、登録一時保護委託者等に一時保護の委託をすることができない場合であ

つて、直ちに一時保護を行うことが必要な児童又は保護延長者があるときは、第一項及び第十九項の規定にかかわらず、二週間以内限り、内閣府令で定めるところにより、登録一時保護委託者等以外の適当な者に委託して、当該児童又は保護延長者の一時保護を行わせることができる。

都道府県知事は、児童相談所長をして、一時保護を行わせることができず、かつ、登録一時保護委託者等に一時保護を行うことを委託させることができない場合であつて、直ちに一時保護を行うことが必要な児童又は保護延長者があるときは、第二項及び第二十項の規定にかかわらず、二週間以内限り、内閣府令で定めるところにより、児童相談所長をして、登録一時保護委託者等以外の適当な者に当該児童又は保護延長者の一時保護を行うことを委託させることができる。

児童相談所長は、前二項の規定により一時保護を行う者に、児童又は保護延長者の保護をさせることができる。

第三十三条の十第二項第六号中「又はロ」を「から八まで」に改め、同号ロ中「一時保護」の下に「(ロに掲げるものを除く。)」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三十三条第一項又は第二項の委託を

<p>を受けて行う一時保護(登録一時保護委託者が行うものに限る。) 同条第一項第一号の登録を行った都道府県知事</p> <p>第三章の章名中「養子縁組里親」の下に、「登録一時保護委託者」を加える。</p> <p>第三十四条の十五第三項第四号二中「この号及び第三十五条第五項第四号」を「この章」に改める。</p> <p>第三十四条の二十一の次に次の四条を加える。</p> <p>第三十四条の二十二 第三十三条第一項第一号の登録(以下この条から第三十四条の二十五までにおいて「登録」という。)を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項の基準に適合していることを証する書類その他の内閣府令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 登録を受けようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 その他内閣府令で定める事項</p> <p>都道府県知事は、登録の申請が一時保護を適正に行うために必要なものとして条例で定める基準に適合していると認めるときは、登録をするものとする。</p> <p>都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定</p>	<p>める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 一時保護に従事する者の要件</p> <p>二 一時保護を行う施設に係る居室その他当該施設設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</p> <p>三 一時保護の実施に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 児童虐待又は第三十三条の十第一項に規定する措置児童虐待等を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p> <p>四 第三十四条の二十五第四項又は第五項の</p>	<p>規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該登録を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該登録に係る一時保護の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)</p> <p>五 法人であつて、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>六 法人でない者であつて、その管理者が第一号から第四号までのいずれかに該当するもの</p> <p>登録は、都道府県知事が、登録一時保護委託者登録簿に第一項第一号に掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を記載してするものとする。</p> <p>第二十一条の五の第十八第四項の規定は、登録一時保護委託者について準用する。</p> <p>第三十四条の二十三 登録一時保護委託者は、前条第五項に規定する事項を変更するとき、内閣府令で定めるところにより、その二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け</p>
<p>出なければならない。</p> <p>第三十四条の二十四 登録一時保護委託者は、第三十三条第一項、第二項又は第十七項から第二十項までの規定による委託の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>第三十四条の二十五 都道府県知事は、第三十四条の二十二第二項の基準を維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保するため、登録一時保護委託者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは登録一時保護委託者が一時保護を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>都道府県知事は、登録一時保護委託者が第三十四条の二十二第二項の基準に適合しないと認められるに至つた場合又は登録一時保護委託者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいて発する違反した場合には、当該登録一時保護委託者に対し、必要な改善を勧告し、当該登録一時保護委託者がその勧告に従わないときは、必要な改善を命ずることができる。</p>	<p>第三十三条第一項、第二項又は第十七項から第二十項までの規定による委託の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>第三十四条の二十五 都道府県知事は、第三十四条の二十二第二項の基準を維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保するため、登録一時保護委託者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは登録一時保護委託者が一時保護を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>都道府県知事は、登録一時保護委託者が第三十四条の二十二第二項の基準に適合しないと認められるに至つた場合又は登録一時保護委託者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいて発する違反した場合には、当該登録一時保護委託者に対し、必要な改善を勧告し、当該登録一時保護委託者がその勧告に従わないときは、必要な改善を命ずることができる。</p>	<p>第三十三条第一項、第二項又は第十七項から第二十項までの規定による委託の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p>第三十四条の二十五 都道府県知事は、第三十四条の二十二第二項の基準を維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保するため、登録一時保護委託者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは登録一時保護委託者が一時保護を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>都道府県知事は、登録一時保護委託者が第三十四条の二十二第二項の基準に適合しないと認められるに至つた場合又は登録一時保護委託者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいて発する違反した場合には、当該登録一時保護委託者に対し、必要な改善を勧告し、当該登録一時保護委託者がその勧告に従わないときは、必要な改善を命ずることができる。</p>

令和七年四月四日 衆議院会議録第十六号 児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

都道府県知事は、登録一時保護委託者が第三十四条の二十二第四項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

都道府県知事は、第三項に規定する場合において、当該登録一時保護委託者に、引き続き一時保護を行わせることが児童福祉に有害であると認められるときは、その登録を取り消すことができる。

都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、その登録を削除しなければならない。

第四十九条中「及び児童福祉施設の職員その他」を、「登録一時保護委託者及び」に改める。(学校教育法の一部改正)

第三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第四章の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十七条の二第二項	園児について	園児(幼稚園に在籍する幼児をいう。以下同じ。)について
第二十七条の二第二項第三号	指定都市等所在施設	地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する幼稚園
第二十七条の五第一項ただし書	指定都市等の長	当該幼稚園が所在する都道府県の教育委員会
第二十七条の六第一項	都道府県知事又は市長 主務省令	都道府県知事 文部科学省令
第二十七条の六第二項及び第三項	審議会等 主務省令	教育、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識を有する者のうちから当該所管行政庁があらかじめ指定する者(以下「専門的な知識を有する者」という。)
第二十七条の七	主務大臣	文部科学大臣

第八十二条中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、「特別支援学校」の下に、「第二十八条第二項の規定は特別支援学校の幼稚園部に加える。」(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「に規定する保育士の登録をして」を「又は第十八条の二十八第一項の登録を受けて」に改める。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第五条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「又は」の下に「同項若しくは同条第二十一項の規定により登録一時保護委託者等(同条第二項に規定する登録一時保護委託者等)をいう。以下同じ。若しくは」を加える。

第十一条第五項中「、又は」の下に「同項若しくは同条第二十二項の規定により登録一時保護委託者等若しくは」を加える。

第十二条第一項中「若しくは第二項を」、第二項、第二十一項若しくは第二十二項に改め、「一時保護」の下に「(以下「第三十三条一時保護」という。))」を、「規定する施設」の下に「(次項において「措置施設」という。))」を加え、同条第二項中「前項の施設」を「措置施設」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「同法第三十三

条第一項若しくは第二項の規定による一時保護」を「第三十三条一時保護」に、「きたす」を「来す」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該児童と当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときは、児童相談所長は、内閣府令で定めるところにより、当該面会又は通信の全部又は一部を制限することができる。

第十二条に次の一項を加える。

5 第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該児童の保護に著しい支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二第一項中「適当な」を「同項若しくは同条第二十一項の規定により登録一時保護委託者等若しくは適当な」に改める。

第十二条の三「児童相談所長は、」の下に「児童虐待を受けた児童について」を加え、「児童虐待を受けた児童について」を削り、「いる」を「いる場合に、」適当な」を「同項若しくは同条

第二十一項の規定により登録一時保護委託者等若しくは適当な」に改める。

第十二条の四第一項中「児童福祉法第三十三條第一項若しくは第二項の規定による一時保護」を「第三十三條一時保護」に改め、同条第五項中「児童福祉法第三十三條第一項若しくは第二項の規定による一時保護」を「第三十三條一時保護」に、「同法」を「児童福祉法」に改める。

第十三条第二項及び第十三条の二中「第三十三條第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える。

第十三条の三第一項中「第四十三條第二項」を「第四十三條第四項」に改める。

第十三条の五中「同法第三十三條第一項又は第二項の規定による一時保護」を「第三十三條一時保護」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第六條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、「同じ。」と「の下に」、同法第二十八條第二項(同法第八十二條において準用する場合を含む。)の表第二十七條の二第二項第三号の項中「含む。」が設置する幼稚園とあるのは「含む。以下この号において同じ。」が設置する幼稚園又は構造改革特別区域法第十二條第一項の認定を受けた市町村の長(以下「認定市町村長」という。)が設置を認可した幼稚園と、「当該」とあるのは「地方公共団体が設置する幼

令和七年四月四日 衆議院會議録第十六号 児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

稚園にあつては当該」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会、認定市町村長が設置を認可した幼稚園にあつては当該認定市町村長」と、同表第二十七條の五第一項ただし書の項下欄中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は市町村長」とを加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第十三條第一項中「すべて」を「全て」に、「学校設置非営利法人」とを「学校設置非営利法人」とに、「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、「同じ。」と「の下に」、同法第二十八條第二項(同法第八十二條において準用する場合を含む。)の表第二十七條の二第二項第三号の項中「含む。」が設置する幼稚園とあるのは「含む。以下この号において同じ。」が設置する幼稚園又は構造改革特別区域法第十三條第一項の認定を受けた市町村の長(以下「認定市町村長」という。)が設置を認可した幼稚園と、「当該」とあるのは「地方公共団体が設置する幼稚園にあつては当該」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会、認定市町村長が設置を認可した幼稚園にあつては当該認定市町村長」と、同表第二十七條の五第一項ただし書の項下欄中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は市町村長」とを加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)
第七條 就学前の子どもに関する教育、保育等の

児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章 幼保連携型認定こども園(第九條―第二十七條)を「第三章 幼保連携型認定こども園(第九條―第二十七條) 第四章 入園児虐待の防止等(第二十七條の二―第二十七條の八)」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第三條第一項中「第四章」を「第五章」に改め、同条第五項中「国立大学法人を含む。」の下に「第四章を除き」を加える。

第十五條第一項中「登録」の下に「同法第十八條の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域に所在する幼保連携型認定こども園に勤務する者にあつては、同法第十八條の十八第一項の登録又は当該認定地方公共団体の長による同法第十八條の二十八第一項の登録」を加え、「単」を削る。

第十九條第一項中「長。」の下に「次章」を加える。
第六章を第七章とする。
第三十四條第一項中「特別区の区長を含む。以下この条において同じ。」を削る。
第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。
第四章 入園児虐待の防止等
(定義)
第二十七條の二 この章において「入園児虐待」

とは、幼保連携型認定こども園の長、その職員その他の従業者(以下この章において「職員等」という。)が、園児について行う次に掲げる行為(当該幼保連携型認定こども園の管理下におけるものに限る。)をいう。
一 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。
二 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。
三 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。
四 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

二 この章において「所管行政庁」とは、次の各号に掲げる幼保連携型認定こども園の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
一 国が設置する幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園が属する国の行政機関の長
二 国立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園 当該国立大学法人の長
三 指定都市等所在施設 指定都市等の長
四 前三号に掲げる幼保連携型認定こども園 以外の幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園が所在する都道府県の知事

令和七年四月四日 衆議院会議録第十六号 児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

3 この章において「審議会等」とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- 一 幼保連携型認定こども園が属する国の行政機関又は幼保連携型認定こども園を設置する国立大学法人の長 児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて、第二十七条の六第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、そのうちから、当該国の行政機関又は国立大学法人の長があらかじめ指定する者
- 二 指定都市等の長 児童福祉法第八條第四項に規定する市町村児童福祉審議会(以下この号において「市町村児童福祉審議会」という。)を設置する指定都市等の長にあつては市町村児童福祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない指定都市等の長にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて第二十七条の六第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、そのうちから当該指定都市等の長があらかじめ指定する者
- 三 都道府県知事 児童福祉法第八條第二項に規定する都道府県児童福祉審議会を設置する都道府県の知事にあつては当該都道府県児童福祉審議会、同条第一項ただし書に規定する都道府県の知事にあつては社会福祉法第七條第一項に規定する地方社会福祉審議会

(虐待等の禁止)

第二十七条の三 職員等は、入園児虐待その他園児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

(入園児虐待に係る通告等)

第二十七条の四 入園児虐待を受けたと思われる園児を発見した者は、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告(以下この章において「一般通告」という。)は、児童福祉法第十六条第一項に規定する児童委員(第六項において「児童委員」という。)を介して行うことができる。
- 3 園児は、入園児虐待を受けたときは、その旨を都道府県知事又は市町村長に届け出ることができる。
- 4 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、一般通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 5 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員等が、一般通告をしたことを理由として、当該職員等に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 一般通告若しくは第三項の規定による届出(以下この章において「園児届出」という。)に

係る事務を行う都道府県若しくは市町村の職員又は一般通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該一般通告又は園児届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告等を受けた場合の措置)

第二十七条の五 都道府県知事又は市町村長は、一般通告又は園児届出を受けた場合において、当該一般通告又は園児届出に係る入園児虐待の防止又は園児の保護のため必要があると認めるときは、当該園児に係る幼保連携型認定こども園の所管行政庁に、速やかに、その旨を通知しなければならない。ただし、当該都道府県知事又は市長が当該園児に係る幼保連携型認定こども園の所管行政庁である場合は、この限りでない。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる場合において、入園児虐待の防止又は園児の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、園児の状況その他の前項の規定による通知、一般通告又は園児届出に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。
- 一 前項の規定による通知を受けた場合
- 二 自らが所管行政庁である幼保連携型認定こども園について一般通告又は園児届出を受けた場合
- 3 所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、入園児虐待の防止又は当該措置に係る園児若しくは当該園児と共に在籍

する他の園児の保護のため必要があると認めるときは、当該園児に係る幼保連携型認定こども園の設置者に対する指導又は助言その他の園児の安全な環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(審議会等への報告等)

第二十七条の六 所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該措置に係る園児の状況その他の主務省令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

- 2 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べることができ、
- 3 審議会等は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、職員等その他の関係者に対し、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(公表)

第二十七条の七 次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自らが所管行政庁である幼保連携型認定こども園において発生した入園児虐待の状況、第二十七条の五第二項又は第三項の規定により講じた措置その他主務省令で定める事項を当該各号に定める者に報告するものとする。

- 一 第二十七条の二第二項第一号及び第二号に定める者(主務大臣を除く。) 主務大臣

二 第二十七条の第二項第三号に定める者 都道府県知事

2 主務大臣及び都道府県知事は、毎年度、主務省令で定めるところにより、自らが所管行政庁である幼保連携型認定こども園において発生した入園児虐待の状況、第二十七条の五第二項又は第三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他主務省令で定める事項を公表するものとする。(調査研究)

第二十七条の八 国は、入園児虐待の事例の分析を行うとともに、入園児虐待の予防及び早期発見のための方策並びに入園児虐待があった場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。(子ども・子育て支援法の一部改正)

第八条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第七項を次のように改める。

7 この法律において「小規模保育」とは、次に掲げる保育をいう。

- 一 児童福祉法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業(同項第三号に掲げる事業を除く。)として行われる保育(第四十三条第二項第二号において「満三歳未満等小規模保育」という。)
- 二 児童福祉法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業(同項第三号に掲げる事業に限る。)として行われる保育(以下「満三歳

以上限定小規模保育」という。)

第二十七条第一項中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の下に「(以下「教育認定子ども」という。)」を加え、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の下に「(以下「満三歳以上保育認定子ども」という。)」を加える。

第二十八条第一項第二号中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」及び「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同項第三号中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」及び「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第二十九条第一項中「満三歳未満保育認定子ども」を、「次の各号に掲げる教育・保育給付認定子ども」に、「を受けた」を「のうち当該各号に定めるものを受けた」に、「当該満三歳未満保育認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に改め、「(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 満三歳以上保育認定子ども 満三歳以上

保育認定子どもを対象とする特定地域型保育(満三歳以上限定小規模保育に限る。)であつて、保育必要量の範囲内のもの(以下「満三歳以上限定保育認定地域型保育」という。)

二 満三歳未満保育認定子ども 満三歳未満保育認定子どもを対象とする特定地域型保育であつて、保育必要量の範囲内のもの(以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)

第二十九条第二項中「から」の下に「満三歳以上限定保育認定地域型保育又は」を加え、「する満三歳未満保育認定子ども」を「する保育認定子ども(満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)」に改め、「提示して当該」の下に「満三歳以上限定保育認定地域型保育又は」を加え、「当該満三歳未満保育認定子ども」を「当該保育認定子ども」に改め、同条第三項第一号中「現に当該」の下に「満三歳以上限定保育認定地域型保育又は」を加え、「現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の」を削り、同条第五項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「から」及び「べき当該」の下に「満三歳以上限定保育認定地域型保育又は」を加える。

第三十条第一項中「第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(以下「保育認定子ども」という。)」を「保育認定子ども」に改め、同項

第一号中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第二号中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」及び「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同項第三号中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるもの」を「満三歳以上保育認定子どもを対象とする特定地域型保育(満三歳以上限定小規模保育を除く。)」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る」を「満三歳以上保育認定子どもに係る」に改め、同項第四号中「をいい、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(教育認定子ども)」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「限る。」の下に「をいう。」を加える。

第三十条の五第七項各号中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第四十三条第一項を次のように改める。

<p>第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育事業の種類及び事業所ごとに利用定員を定めて、市町村長が行う。</p> <p>第四十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 前項の利用定員は、同項の申請に係る地域型保育事業についての次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用定員とする。</p> <p>一 満三歳以上限定小規模保育の事業 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</p> <p>二 家庭的保育、満三歳未満等小規模保育及び居宅訪問型保育の事業 第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</p> <p>三 事業所内保育の事業 労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</p> <p>3 前項第三号の「労働者等監護満三歳未満小学校就学前子ども」とは、次の各号に掲げる事業所内保育の事業の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもをいう。</p> <p>一 児童福祉法第六条の三第十二項第一号イに掲げる施設において行う事業所内保育の事業 同号イに規定する労働者の監護する</p>	<p>第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども</p> <p>二 児童福祉法第六条の三第十二項第一号ロに掲げる施設において行う事業所内保育の事業 同号ロに規定する労働者の監護する</p> <p>第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども</p> <p>三 児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに掲げる施設において行う事業所内保育の事業 同号ハに規定する共済組合等の構成員の監護する第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども</p> <p>第四十五条第二項を次のように改める。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る保育認定子どもに当該申込みに係る特定地域型保育を利用させることとした場合には当該特定地域型保育事業者が行う当該特定地域型保育を利用する保育認定子どもの総数が当該特定地域型保育事業者について定められた利用定員の総数を超えることとなると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該申込みに係る保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。</p> <p>第四十五条第三項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「地域型保育を」を「特定地域型保育を」に改め、同条第四項中「地域型保育の」を「特定地域型保育の」に改める。</p> <p>第五十四条第一項中「満三歳未満保育認定子</p>	<p>ども」を「保育認定子ども」に改める。</p> <p>第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項中「地域型保育事業所」を「地域型保育事業を行う事業所」に改める。</p> <p>第六十一条第二項第一号を次のように改める。</p> <p>一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとに次に掲げる事項</p> <p>イ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分ごとの必要利用定員総数</p> <p>ロ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども(満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。)の必要利用定員総数</p> <p>ハ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども(事業所内保育の事業を行う事業所に係る第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもを除く。)の必要利用定員総数</p> <p>ニ その他各年度の当該教育・保育提供区</p>	<p>域における教育・保育の量の見込み</p> <p>ホ 各年度に当該教育・保育提供区域において実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>第六十六条の三第一項中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。</p> <p>第七十二条第一項第二号中「第四十三条第二項」を「第四十三条第四項」に改める。</p> <p>附則第九条第一項中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。</p> <p>(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第五条第一項中「新認定子ども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に改め、「登録」の下に「同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域に所在する幼保連携型認定子ども園に勤務する者」にあっては、同法第十八条の十八第一項の登録又は当該認定地方公共団体の長による同法第十八条の二十八第一項の登録」を加える。</p>
--	--	---	---

(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部改正)

第十条 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「保育士」の下に、「児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士」を加える。

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の措置に関する法律の一部改正)

第十一条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

三 児童福祉法第三十三条第一項第一号に規定する登録一時保護委託者(次項第十八号において「登録一時保護委託者」という。)

第二条第四項に次の一号を加える。

十八 登録一時保護委託者が一時保護を行う施設(第十六条第一項及び第三十三条第三項第三号において「登録一時保護委託施設」という。)の管理者及び当該一時保護の業務に従事する者

第十二条第四号中「第三十四条の十七第一項」の下に、「第三十四条の二十五第一項」を加える。

第十六条第一項中「事業所」の下に、「登録一

時保護委託施設」を加える。

第二十七条第二項中「第三十四条の十七第一項」の下に、「第三十四条の二十五第一項」を加える。

第三十三条第三項第三号中「学校等」の下に「若しくは登録一時保護委託施設」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十一条の規定 公布の日

二 第一条中児童福祉法第三十三条の三の三の改正規定並びに第五条中児童虐待の防止等に関する法律第十二条の改正規定(同条第一項中「若しくは第二項」を、「第二項、第二十一項若しくは第二十二項」に改める部分を除く。)、同法第十二条の四第一項及び第五項の改正規定並びに同法第十三条の五の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中児童福祉法第六条の第三十項の改正規定及び同法第三十四条の十五第五項ただし書の改正規定、第五条中児童虐待の防止等に関する法律第十三条の三第一項の改正規定並びに第八条の規定並びに附則第五条、第九条、第十三条及び第十七条の規定 令和八年四月一日

四 第二条の規定、第五条の規定(前二号に掲

げる改正規定を除く。)及び第十一条の規定並びに附則第四条及び第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(満三歳以上限定小規模保育事業の認可に関する準備行為等)

第三条 第一条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の児童福祉法(以下「第三号施行日新児童福祉法」という。)第六條の三第十項第三号に掲げる事業(第四項において「満三歳以上限定小規模保育事業」という。)について第三号施行日新児童福祉法第三十

四條の十五第二項の認可を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 市町村長(特別区の区長を含む。附則第六条第二項において同じ。)は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、第三号施行日前において、第三号施行日新児童福祉法第三十四

條の十五第二項から第五項まで及び第三十四

の十六第二項の規定の例により、当該認可をすることができる。この場合において、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第三項及び第五項中「次条第一項の条例」とあるのは、「次条第二項の内閣府令」と読み替えるものとする。

3 前項の認可は、第三号施行日以後は、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可とみなす。

4 満三歳以上限定小規模保育事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日(その日より前に満三歳以上限定小規模保育事業に係る同条第一項の条例が制定された市町村(特別区を含む。附則

第六条第三項において同じ。)にあつては、同日以前の当該条例で定める日)までの間は、満三歳以上限定小規模保育事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十六第一項の条例で定められた基準とみなす。(一時保護に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の児童福祉法(次条において「第四号施行日新児童福祉法」という。)第三十三条第一項、第二項、第十九項及び第二十項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)以後に行われる一時保護の委託について適用し、第四号施行日前行われた一時保護の委託については、なお従前の例による。

(第四号施行日新児童福祉法第三十三条第一項第一号の登録に関する準備行為等)

第五号 第四号施行日新児童福祉法第三十三条第一項第一号の登録を受けようとする者は、第四号施行日以前においても、第四号施行日新児童福祉法第三十四条の二十二第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、第四号施行日以前においても、第四号施行日新児童福祉法第三十四条の二十二第二項から第五項までの規定の例により、当該登録をすることができる。この場合において、同条第二項中「一時保護を適正に行うために必要なものとして条例」とあるのは、「次項の内閣府令」と読み替えるものとする。

3 前項の登録は、第四号施行日以後は、第四号施行日新児童福祉法第三十三条第一項第一号の登録とみなす。

4 第四号施行日新児童福祉法第三十四条の二十二第三項の内閣府令で定める基準は、第四号施行日から起算して一年を経過する日(その日より前に同条第二項の条例が制定された都道府県にあっては、同日以前の当該条例で定める日)までの間は、同条第二項の条例で定められた基準とみなす。

(満三歳以上限定小規模保育を行う特定地域型保育事業者の確認に関する準備行為等)

第六号 第八条の規定による改正後の子ども・子育て支援法(以下「新子ども・子育て支援法」という。)

第七号 第七項第二号に規定する満三歳以上限定小規模保育(第三項において「満三歳以上限定小規模保育」という。)について新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認を受けようとする者は、第三号施行日以前においても、新子ども・子育て支援法第四十三条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 市町村長は、前項の規定により確認の申請があつた場合には、第三号施行日以前においても、新子ども・子育て支援法第四十三条第一項、第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項の規定の例により、利用定員を定め、当該確認をすることができる。この場合において、当該確認は、第三号施行日以後は、新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認とみなす。

3 満三歳以上限定小規模保育に係る新子ども・子育て支援法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日(その日より前に満三歳以上限定小規模保育に係る同条第二項の条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日)までの間は、満三歳以上限定小規模保育に係る同条第二項の条例で定められた基準とみなす。

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七号 附則第五条第二項の規定により登録を受けた者が第四号施行日の前日までに当該登録に係る一時保護を行う施設の管理者の業務又は当該施設における一時保護の業務に従事させることを決定していた者であつて、第四号施行日以後にこれらの業務に従事させるものは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第四十一条から第三項までの規定の適用については、同条第一項に規定する施行時現職者とみなす。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次

第八号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次

のように改正する。

第四十七条の四第一項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第九条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第四項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の三の項を次のように改める。

五の三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体(別表第三の七の三の項及び別表第四の四の三の項において「認定地方公共団体」という。)又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第...号。以下この項、別表第三の七の三の項、別表第四の四の三の項及び別表第五第八号の三において「令和七年改正法」という。)附則第十四条に規定する特区地方公共団体(別表第三の七の三の項及び別表第四の四の三の項において「特区地方公共団体」という。)である指定都市の長

児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する準用旧児童福祉法別表第三の七の三の項、別表第四の四の三の項及び別表第五第八号の三において「準用旧児童福祉法」という。)第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の三の項を次のように改める。

七の三 認定地方公共団体又は
特区地方公共団体である都道
府県の知事

児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は
令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその
効力を有するものとされた準用旧児童福祉法第十八条の十
八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるも
の

別表第四の四の三の項を次のように改める。

四の三 認定地方公共団体又は
特区地方公共団体である指定
都市の長

児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は
令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその
効力を有するものとされた準用旧児童福祉法第十八条の十
八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるも
の

別表第五第八号の三を次のように改める。

八の三 児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は令和七年改正法附則第十五条
第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた準用旧児童福祉法第十八条の十八第一
項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年
法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
別表八の項の次に次のように加える。

八の二 児童福祉法第十八条の
二十七第一項に規定する認定
地方公共団体の長

児童福祉法による地域限定保育士の登録に関する事務で
あつて主務省令で定めるもの

別表百三十の二の項を削り、同表に次のように加える。

百三十七 児童福祉法等の一部
を改正する法律(令和七年年法
律第 号)附則第十四条
に規定する特区地方公共団体
の長

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十二条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法
律第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四の前の見出しを削り、同条に見

出しとして「(児童福祉法等の特例)」を付する。
第十二条の五を削る。
第十三条第一項中「別表の一の五の項」を「別
表の一の四の項」に改める。

令和七年四月四日 衆議院会議録第十六号 児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表中一の四の項を削り、一の五の項を一の
四の項とする。

第十三条 国家戦略特別区域法の一部を次のよう
に改正する。

第十二条の四を削る。

第十三条第一項中「別表の一の四の項」を「別
表の一の三の項」に改める。

別表中一の三の項を削り、一の四の項を一の
三の項とする。

(国家戦略特別区域限定保育士試験の実施に関
する経過措置)

第十四条 附則第十二条の規定による改正前の国

家戦略特別区域法(以下この条及び次条第一項
において「施行日前国家戦略特別区域法」とい
う。第十二条の五第三項に規定する事業実施区
域であつた区域を管轄する都道府県(同条第十
二項に規定する場合にあつては、同項に規定す
る試験実施指定都市。次条第一項において「特
区地方公共団体」という。)の長は、令和八年三
月三十一日までの間は、なお従前の例により、
施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六
項(同条第十二項の規定により読み替えて適用
する場合を含む。次条第一項において同じ。)に
規定する国家戦略特別区域限定保育士試験(次
条第一項において「国家戦略特別区域限定保育
士試験」という。)を実施することができる。

(旧試験合格者等に関する経過措置)

第十五条 施行日前国家戦略特別区域法第十二条
の五第六項の規定によりこの法律の施行の日前
に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験
又は前条の規定によりなお従前の例により同日
以後に実施された国家戦略特別区域限定保育士
試験に合格した者(次項において「旧試験合格
者」という。)及びこれらの国家戦略特別区域限
定保育士試験に係る特区地方公共団体について
第一項、第二項、第四項、第五項(同条第十二
項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第七項、第九項、第十項、第十一項(同
条第十二項の規定により読み替えて適用する場
合を含む。)、第十五項、第十六項及び第十九項
並びに準用旧児童福祉法(同条第八項(同条第十
二項の規定により読み替えて適用する場合を含
む。))において読み替えて適用する第一条の規定
(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規
定を除く。次項において同じ。))による改正前の
児童福祉法をいう。以下同じ。第八条第一項及
び第九項、第十八条の十八から第十八条の二十
の三まで、第十八条の二十一、第十八条の二十
二並びに第四十八条の四第三項の規定は、なお
その効力を有する。この場合において、次の表
の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第三号	第十七項から第十九項まで	第十九項の規定若しくは児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)附則第二十号の規定によりなお従前の例によることとされる第十七項若しくは第十八項
施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第五号	児童福祉法第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない	児童福祉法等の一部を改正する法律第一条の規定(同法附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の児童福祉法第十八条の五第四号又は第五号に該当する
準用旧児童福祉法第十八条の十九第一項第三号	ほか	ほか、保育士若しくは地域限定保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)第一条の規定(同法附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。))による改正後の児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士をいう。第十八条の二十の二第二項各号において同じ。の登録又は前条第一項の登録を受けた日(取消しに係る登録が第十八条の二十の二第一項の規定により受けたものである場合にあつては、当該登録を受けた日)以後に
2 旧試験合格者についての第一条の規定による改正後の児童福祉法(以下この項において「施行日新児童福祉法」という。)第十八条の五、第十八条の十九第一項、第十八条の二十の二(施行日新児童福祉法第十八条の三十三第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第十八条の二十八第一項、第十八条の三十四第一項及び第十八条の三十六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる施行日新児童福祉法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	又は	、地域限定保育士又は

第十八条の五	各号	各号又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)以下「令和七年改正法」という。附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和七年改正法附則第十四条に規定する施行日前国家戦略特別区域法(以下「なお効力を有する旧国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第四項第四号
第十八条の十九第一項	各号	各号又はなお効力を有する旧国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第四号
第十八条の十九第一項第三号	又は	、旧国家戦略特別区域限定保育士登録(令和七年改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録をいう。以下同じ。)又は
第十八条の二十の二第二項	第十八条の五各号	第十八条の五各号又はなお効力を有する旧国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第四号
第十八条の二十の二第二項各号	又は	、旧国家戦略特別区域限定保育士登録又は
第十八条の二十八第一項ただし書及び第十八条の三十四第一項	各号	各号又はなお効力を有する旧国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第四号
第十八条の三十四第一項第三号及び第十八条の三十六第一項	又は	、旧国家戦略特別区域限定保育士登録又は
第十八条の三十六第二項	認定地方公共団体	認定地方公共団体又は令和七年改正法附則第十四条に規定する特区地方公共団体
保育士若しくは	保育士若しくは	保育士、旧国家戦略特別区域限定保育士登録を受けている者若しくは

第十八条の三十六第三項	保育士登録若しくは	保育士登録、旧国家戦略特別区域限定保育士登録若しくは
	保育士登録又は	保育士登録、旧国家戦略特別区域限定保育士登録又は
	保育士又は	保育士、旧国家戦略特別区域限定保育士登録を受けている者又は

3

旧国家戦略特別区域限定保育士登録(第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をいう。)を受けている者についての次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定める規定中「同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の」とあるのは「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号 附則第十四条に規定する」と、「同法第十八条の十八第一項」とあるのは「同項」と、「認定地方公共団体の長による同法第十八条の二十八第一項の登録」とあるのは「区域を管轄する同条に規定する特区地方公共団体の長による同法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」とする。

一 第七条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十五条第一項及び第四項並びに第四十条(第一号及び第二号に係る部分に限る。) 同法第十五条第一項
 二 第九条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条第一項 同項

(指定試験機関等に関する経過措置)

第十六条 準用旧児童福祉法第十八条の八第三項及び第十八条の十一第一項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験委員並びに準用旧児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関(次項において「指定試験機関」という。)の役員及び職員並びにこれらの職にあつた者に係るその行つた同条第一項に規定する試験事務(以下この条において「試験事務」という。)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務(附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない義務を含む。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 指定試験機関が行つた試験事務に係る処分又はその不作為に関する審査請求(附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における試験事務に係るものを含む。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。
 (国家戦略特別区域小規模保育事業に関する経過措置)
 第十七条 読替後旧子ども・子育て支援法(附則

第十三条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(次項において「第三号施行日前国家戦略特別区域法」という。)第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する第八条の規定による改正前の子ども・子育て支援法をいう。次項及び第三項において同じ。第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けた同項に規定する満三歳以上保育認定子どもに係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者に対する同法第十一条に規定する地域型保育給付費及び特別地域型保育給付費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に国家戦略特別区域小規模保育事業(第三号施行日前国家戦略特別区域法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業をいう。次項において同じ。)に係る読替後旧児童福祉法(第三号施行日前国家戦略特別区域法第十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する第一条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の児童福祉法をいう。次項において同じ。第三十四条の十五第二項の認可又は読替後旧子ども・子育て支援法第二十九条第一項の認可を受けている者は、第三号施行日において、それぞれ第三号施行日新児童福祉法第六条の三第十項第一号及び第三号に掲げる事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可又は新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の認可を受けたものとみなす。

3

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にされている国家戦略特別区域小規模保育事業に係る読替後旧児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の申請又は読替後旧子ども・子育て支援法第二十九条第一項の認可の申請は、それぞれ第三号施行日新児童福祉法第六条の三第十項第一号及び第三号に掲げる事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の申請又は新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の認可の申請とみなす。
 (民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正)
 第十八条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第八条第五号及び第二十六条第三号中「第三十三条の十」を「第三十三条の十第一項」に改める。
 (公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)
 第十九条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の一部を次のように改正する。
 第二条のうち学校教育法第二十八条の改正規定中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。
 第十四条のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

の一部を改正する法律附則第五條第一項の改正規定中「新認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に改め、を削る。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律(附則第一條第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びに附則第十四條、第十六條第一項及び第十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理由

保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るため、地域限定保育士の資格の創設、小規模保育事業の対象の満三歳以上の児童への拡大等を行うとともに、虐待を受けた児童その他の保護が必要な児童への対応の強化を図るため、保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通報に関する規定の整備、一時保護中の児童との面会制限等に関する児童相談所長の権限の強化、一時保護を適正に行うことができる者の登録制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るため、地域限定保育士の資格の創設、小規模保育事業の対象の満三歳以上の児童への拡大等を行うとともに、虐待を受けた児童その他の保護が必要な児童への対応の強化を図るため、保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通報に関する規定の整備、一時保護中の児童との面会制限等に関する児童相談所長の権限の強化、一時保護を適正に行うことができる者の登録制度の創設等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 保育士・保育所支援センターの法定化

都道府県が保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとするとともに、関係機関の連携協力に関する規定の整備等を行うこと。

2 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化

(一) 現在、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化すること。

(二) 現在、国家戦略特別区域に限り認められている三歳児から五歳児までのみを対象とした小規模保育事業を全国展開すること。

3 虐待対応の強化

(一) 保育所等の職員等による児童への虐待について、通報義務等の仕組みを設けること。

(二) 一時保護を適正に行うことができる者の登録制度を創設すること。

(三) 一時保護が行われている児童に対して保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに面会制限等に関する規定を新たに整備すること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るため、地域限定保育士の資格の創設、小規模保育事業の対象の満三歳以上の児童への拡大等を行うとともに、虐待を受けた児童その他の保護が必要な児童への対応の強化を図るため、保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通報に関する規定の整備、一時保護中の児童との面会制限等に関する児童相談所長の権限の強化、一時保護を適正に行うことができる者の登録制度の創設等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和七年四月三日

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長 谷 公一
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 保育士の確保が困難な状況にある中、保育士の一層の処遇改善を進めるための措置を講ずるとともに、平時からの保育所等の職員配置基準の改善や災害時の対応の強化について引き続き検討すること。また、職務の専門性を適切に評価する観点から、公定価格上の人件費の基本分単価の在り方も含め、保育士の平均賃金が他職種と遜色のない水準となるよう、実効性のある対策を検討すること。

二 保育士・保育所支援センターを法定化するに当たり、支援の実効性を高めるため、各センターに地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくKPI(重要業績評価指標)を設定させ、その達成状況や支援実績を定期的に公表して評価する仕組みを導入することを検討するとともに、同センターの支援実績を向上させるため、保育士資格を有する者への周知など必要な措置を講ずること。あわせて、保育士の就職あつせんを行う民間の人材紹介会社が高額な手数料を得ており、保育所の経営を圧迫している現状を踏まえて、手数料実績の公開、求職者への金銭等提供の原則禁止、ハローワークによる無料職業紹介機能の強化など政府における取組の実施状況を踏まえながら、必要な対策を講ずること。

<p>三 保育士が特に不足するおそれが大きい地域が集中的に保育士確保に取り組むことができるよう、潜在保育士の実態やニーズを把握し、職場復帰を強力に支援するために必要な措置を講ずること。</p> <p>四 地域限定保育士の登録後三年経過と一定の勤務経験により他地域での勤務が可能となる仕組みを設けることが、試験実施区域内の保育士不足が解消されない事態につながることを避けるため、地域や職場で適切な処遇を実現できるように、保育の公定価格における地域区分の在り方に見直しを含め、保育士の職場定着を図るために必要な措置を講ずるとともに、地域で十分な保育士を確保するための適切な対策を検討すること。</p> <p>五 実技講習を修了することで実技試験の免除が可能となる地域限定保育士制度を創設することが、保育士の専門性に対する社会的評価を低下させることのないよう、保育人材の社会的地位を向上させる観点から、保育士資格の在り方について引き続き検討を行うこと。</p> <p>六 地域限定保育士試験の実施に関する事務を一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にも行わせることができるとしているところ、保育の公的責任を後退させることのないよう留意すること。</p> <p>七 地域限定保育士の一般制度化を行うに当たり、保育士試験及び指定保育士養成施設の修了と同程度の知識及び技能の水準を確保する観点から、都道府県等が実施する地域限定保育士試験及び講習の質を担保するための措置を講ずること。あわせて、指定保育士養成施設における</p>	<p>教育内容を充実させ、保育士試験の内容について十分な検討を行うことにより、保育人材に期待される資質が適切に確保されるようにすること。</p> <p>八 小規模保育事業において、一人一人のこどもの命と安全が守られ、特性に応じた発達が保障できる保育の質を確保するために不断の努力を行うこと。</p> <p>九 三歳以上児を対象とする小規模保育事業において、集団生活の重要性に留意しつつ、集団としての遊びや活動を通して人と関わる力を育てていくために必要な保育の在り方を示すこと。</p> <p>十 三歳以上児を対象とする小規模保育事業については、地域の実情を十分に踏まえ、その必要性が認められる場合において、適切に実施されるよう努めること。その際には、こどもの成長発達や安全性に十分配慮するとともに、必要に応じて専門的知見を有する人材の配置や、戸外活動の環境確保など、保育の質の向上に取り組むこと。</p> <p>十一 保育所等の職員による虐待に関する通告義務等について、専ら保護者と離れた環境下においてこどもが不安を抱えることなく安心して通える場所を網羅する観点から、対象となる施設及び事業の範囲について、引き続き検討すること。</p> <p>十二 被措置児童等虐待の事案の共有や公表の在り方について、虐待の発生を防ぎ、全国どこでもこどもや保護者が安心して保育所等を利用できるようにする観点から、所管行政庁によって対応に著しい差が生じないよう、適切な指針を示すこと。</p>	<p>十三 一時保護委託の登録制度について、登録に伴う手続等により委託先に過度の負担を与えることのないよう配慮し、これまで多様な存在が一時保護委託を担うことにより蓄積されてきた経験を尊重しつつ、委託先での性暴力など加害行為がなされないよう万全を期するなど、委託先の適切な監督を行うこと。</p> <p>十四 一時保護されたこどもが、委託先を転々とする事態をなくすためにも、児童相談所設置都道府県・指定都市等が一時保護施設を新增設できるよう、かつ、安心して過ごせる生活、教育環境を整備することができるよう、必要な財政措置を行うこと。</p> <p>十五 一時保護中の児童の面会通信制限等について、児童の権利に関する条約の趣旨を尊重し、児童の最善の利益を考慮した運用が行われるように適切な制度設計を検討すること。その上で、児童虐待が行われた疑いにとどまる段階で、児童相談所長が要件を拡大的に解釈して判断することを防止する観点から、面会通信制限等を行う場合の具体的な基準と、指導又は行政処分等の運用の在り方について、詳細な指針を策定して児童相談所長に示すとともに、不断の見直しを行うこと。</p> <p>十六 両親の離婚後又は別居中において、家庭裁判所で面会交流を決められたこどもたちが、全身で苦痛を訴え不適応を起こして、健康な発達を害されている事例が臨床現場であることに留意し、児童相談所長が面会通信制限等を行うべきか判断する場面においても、児童の最善の利益に資する判断ができる体制を整えること。</p> <p>十七 DV事例(面前DV)の場合、虐待を受ける</p>	<p>環境で生き抜くための心理的背景から、こどもが暴力を目撃しているうちに、被害を受けている親に対して加害行為を行う親の歪んだ見方に同化し、虐待を否認することがあることに鑑み、DV・虐待家庭で育ったこどもの複雑な心理を理解する高い専門性を持った児童精神科医や児童心理司などの判断が求められていることにも十分配慮し、面会通信制限等については、丁寧に判断される運用体制を整えること。</p>
---	---	---	---

令和七年四月四日 衆議院会議録第十六号 児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

